

早稲田大学大学院法務研究科

2014年度クリニック報告書

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック

巻頭言

早稲田大学大学院法務研究科では、2004年4月の法科大学院開校以来、実務家教員と研究者教員が共同し、そして、臨床法学教育研究所、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックと手を携え、新たな法曹養成の象徴ともいえる臨床法学教育を進めて参りました。

その取り組みが10年という節目を迎えたことを捉え、2014年5月には、「クリニック教育で法曹養成はどう変わったか？ーリーガル・クリニック創設10年目の検証ー」と題するシンポジウムを開催し、当研究科のクリニック教育を受けて法曹として活躍中の修了生からの報告を受けるとともに、他大学で同様の取り組みをされている関係者と討論を行うなどして、次なる10年に向けた議論を開始したところです（シンポジウムの詳細については、同名のタイトルにて書籍として市販されておりますので（成文堂発行、近江幸治編）ご参照いただければ幸いです。）。

本報告書の内容となっているクリニック教育は、実務と理論を架橋する臨床法学教育の最も理想的なものであり、当研究科は、開校以来、民事、刑事にとどまらず、実に多彩なクリニック科目を提供し、多数の受講生を輩出して参りました。今や、こうした修了生達が様々なフィールドの第一線で活躍する時代となりましたが、本シンポジウムにおける修了生からの報告は、これを象徴するものと言えます。

法科大学院創設から約10年を経て、新しい法曹養成制度は、司法試験合格率の低下や法曹志望者の減少など様々な課題を抱え、文字通り「岐路」に立たされていると言われておりますが、そのような時期であるからこそ、当研究科としては、法科大学院制度本来の理念と役割をしっかりと再認識し、わが国の臨床法学教育をリードし続ける責務があると考え、継続して報告書を発行して参りました。本報告書が、当研究科におけるクリニックプログラムの概要をお伝えするとともに、今後の臨床法学教育の発展に少しでも寄与することができれば幸いです。

末筆ではありますが、発行にあたりご協力いただいた皆様に、改めまして心より感謝を申し上げます。

2014年度クリニック科目担当教員一同

目 次

1. 2014年度クリニック担当教員と受講者数一覧	4
2. 民事クリニックA班	
1) シラバス (A-C及び行政)	5
2) 教員・学生報告書 (春学期)	7
3) 教員・学生報告書 (秋学期)	8
3. 民事クリニックB班	
1) 教員・学生報告書 (春学期)	9
2) 教員・学生報告書 (秋学期)	10
4. 民事クリニックC班	
1) 教員・学生報告書 (春学期)	11
2) 教員・学生報告書 (秋学期)	13
5. 行政クリニック	
1) 教員・学生報告書 (春学期)	14
2) 教員・学生報告書 (秋学期)	16
6. 家事・ジェンダークリニック	
1) シラバス	21
2) 教員・学生報告書 (春学期)	22
3) 教員・学生報告書 (秋学期)	24
7. 刑事クリニック	
1) シラバス	28
2) A班 (教員・学生報告書)	29
3) B班 (教員・学生報告書)	30
4) C班 (教員・学生報告書)	32
5) D班 (教員・学生報告書)	34
6) E班 (教員・学生報告書)	36
8. 労働クリニック	
1) シラバス	38
2) 教員・学生報告書 (春学期)	39
3) 教員・学生報告書 (秋学期)	40

9. 障害法クリニック	
1) シラバス	41
2) 教員・学生報告書（春学期）	42
10. 外国人クリニック	
1) シラバス	44
2) 教員・学生報告書（秋学期）	45
11. 商事クリニック	
1) シラバス	47
2) 教員・学生報告書（秋学期）	49

2014年度クリニック(臨床法学教育)担当教員と受講者数一覧

担当教員と
受講者数一覧

クリニック名	春			秋		
	教員名	受講者数		教員名	受講者数	
		男性	女性		男性	女性
民事クリニックA班	白石 大	3	1	白石 大	1	2
	外山 太士			外山 太士		
民事クリニックB班	浦川 道太郎	3	1	浦川 道太郎	2	1
	濱野 泰嘉			濱野 泰嘉		
民事クリニックC班	近江 幸治	2	1	近江 幸治	1	2
	小海 範亮			坂 勇一郎		
	坂 勇一郎			森川 清		
行政クリニック	小島 延夫	3	0	小島 延夫	1	4
	中山 代志子			中山 代志子		
家事・ジェンダークリニック	浅倉 むつ子	5	9	浅倉 むつ子	2	6
	岩志 和一郎			岩志 和一郎		
	岡田 裕子			岡田 裕子		
	棚村 政行			棚村 政行		
	松原 正明			松原 正明		
	緑川 由香			山田 攝子		
刑事クリニック	河津 博史	10	5	河津 博史	9	1
	神田 安積			神田 安積		
	笹井 武人			笹井 武人		
	野村 稔			野村 稔		
	宮村 啓太			宮村 啓太		
労働クリニック	嶋田 哲郎	2	0	嶋田 哲郎	2	1
	島田 陽一			島田 陽一		
障害法クリニック	池原 毅和 大石 剛一郎 菊池 馨実 黒寄 隆	8	7	/		
外国人クリニック	/			宮川 成雄 渡辺 彰悟	1	2
商事クリニックA班	尾崎 安央 松本 真輔	7	0	尾崎 安央 松本 真輔	3	2
商事クリニックB班	奥山 健志 黒沼 悦郎	4	1	/		

臨床法学教育（民事）Ⅰ・Ⅱ A-C

臨床法学教育（行政）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【授業概要】

◎II（春学期—3年）

民事A：白石 大／外山 太士
民事B：浦川 道太郎／濱野 泰嘉
民事C：近江 幸治／小海 範亮／坂 勇一郎
行政：小島 延夫／中山 代志子

◎I（秋学期—2年）

民事A：白石 大／外山 太士
民事B：浦川 道太郎／濱野 泰嘉
民事C：近江 幸治／坂 勇一郎／森川 清
行政：小島 延夫／中山 代志子

【授業の到達目標】

弁護士になったときに民事・行政訴訟案件に直面して、これに対処できる実務的な基礎技能を身につける。

【授業計画】

民事・行政クリニックは、教員と学生が1つのグループとなり、実際の法律相談や、受任した事件への対応を通じて、法律に関する理論と実務を学ぶ科目です。

徹底した少人数教育によって、生の事案をもとにした事実分析の方法、適用する法律に関する判例・学説の調査、検討など、これまで学んできた基本法と実務基礎科目の到達点をふまえた発展的な学習を行います。また、内容証明、訴状などの作成、添削を通じて、法文書作成に関する指導を行います。

法律相談、事件活動のほか、毎月1回、他クラスと合同の事件検討会も行います。

また、具体的事件を通じて、社会や制度のあり方、法律実務家としてのあり方などについて考えます。

配当単位数（2単位）に見合った作業時間（学期を通じて90時間）を上回ることはないよう、学生の負担についても配慮しており、これを大幅に上回る例は近年生じていません。

<白石・外山クラス>

基本的には事案の性質を問わず、クリニックに適切と思われる事件をいくつか扱います。前年度は、訴訟受任案件と相談案件との双方を取り扱い、事件記録の検討、依頼者からの事情聴取、準備書面や陳述書等の起案まで、学生に実際に行ってもらいました。案件の種類としては、貸金、著作権侵害、相隣関係、NPO法人の設立など、バラエテ

いに富んでいます。

また、事案に取り組む中で、実体法や手続法に関する知識を確認するよう努めています。ごく基本的な知識も、具体的な事案を前にするとうまく使えない学生も少なくありませんので、このクリニックを通じて基本的な法知識を身体に染みこませてもらえればと思っています。

<近江・小海・坂・森川クラス>

一般民事事件と消費者・生活者に関する事件を扱います。

学生のみなさんによる相談・事案の分析・法的対処の検討などの取り組みを通じて、消費者問題については、社会問題としての事件のあり方、弁護士としての構えや多面的な解決方法のあり方について考えたいと思います。また、春学期は、東京の離島の法律相談活動にも取り組む予定です。秋学期は、生活者に関する事件として、路上生活者等への法律相談等、貧困問題に取り組めます。

<浦川・濱野クラス>

浦川・濱野クラスは、一般民事事件と外国人に関する事件を扱います。

一般民事事件は、無料法律相談を中心に行います。紛争解決のためには、法律知識はもちろんのこと、相談者の悩みや考えを引き出し、受けとめる技術・能力が必要です。無料法律相談でその実践に取り組みます。また、法律相談だけではなく、訴訟事件に取り組むこともあります。昨年度は、自転車同士の交通事故を担当しました。

外国人に関する事件は、離婚・認知などの涉外家事事件などにつき、法律相談を受け、訴状・調停申立書などを起案してもらいます。場合によっては、裁判所に行く機会もあります。法的弱者である外国人の具体的な事件に関わることで、弁護士のみならず法曹三者の社会的役割について、考えてもらおうと思います。

<小島・中山クラス>

小島・中山クラスは、主に行政法に関係する諸事例を中心に取り上げます。

具体的には、都市環境・開発に関する紛争（マンション建設紛争・公共事業についての紛争等）や税金・年金給付等の事例や立法制定等を取り上げます。これらの紛争では、行政訴訟や行政不服審査請求手続について、実践的に考えるとともに、特に都市環境・開発に関する紛争については、現在の法制度の限界を考えながら、広く当事者の思いにこたえて何ができるかを考えて行きたいと思います。内容的には、相談だけでなく、いくつかの事案では、現地調査や意見書作成・裁判書面作成・機会があれば不服審査における口頭での意見陳述等を行うことを予定しています。

【講義の内容と進行】

第1回 オリエンテーション

第2回-第14回 法律相談会、事件検討、相談案件検討、訴訟準備などのいわゆる民事弁護活動を行う。なお、クラスによって、取り扱う事案の傾向や実務の内容が異なるので、

詳細はガイダンスを参照のこと。途中他のクラスと合同で中間カンファレンスを行います
第15回 報告会・最終カンファレンスとして民事・行政・家事のクラスと合同で行います。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

参考書として菅原・岡田編『法律相談のための面接技法』（商事法務、2004）

【受講要件等】

「法曹倫理」の単位を取得していることを受講要件とします。また、「民事弁護実務」または「リーガル・カウンセリング アンド ネゴシエーション」のいずれかを履修している、あるいは並行して履修することが望まれます。

【受講者への要望】

意欲ある学生の履修を期待しています。

民事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

相談案件として、①地代増額請求において、相続税額を考慮して算定することができるかどうかについての地主からの相談と、②数年前の犯罪前科に関するインターネット上の掲載の消去請求に関する相談とを扱った。②の案件は、プライバシー権や「忘れられる権利」等に基づき消去請求権が認められるかどうかという実体法上の論点と、誰を相手方としてどのような手続で消去を実現していくかにつき、プロバイダー責任制限法との関係を含む手続的な論点とを含んでいたが、いずれも現代的な問題であり、調査検討に一定の時間を要するものであったため、事情聴取、内部の検討、検討結果の伝達と3週にわたって実施した。

受任事件としては、行政書士に対する着手金返還請求事件を取り扱った。外国人が行政書士に対し在留資格の変更手続を依頼し、着手金を支払ったが、事情により数日後に解約したため、着手金の返還を請求したいというものである。委任契約に関する民法の規定をほぼ総ざらいするとともに、消費者契約法についても勉強するよい教材であった。文書作成面では、訴訟になった場合を意識しながら、相手方に対する返還請求の手紙及び回答に対する反論書を起案し、また後の訴え提起に備え訴状案を作成した。

案件の数は多くはなかったが、多くの法律上・事実認定上の論点を含むものであり、それなりの歯ごたえがあったのではないかと思う。

2 受講生より

クリニックの活動として、面談前の事前調査、面談、相手方に通知する書面の起案を行

った。事前調査は、予め知らされる面談の内容に基づき、参考書や判例をベースに調査を行った。面談を行うにあたり、相談内容に如何なる法的問題が内在し、その問題を解決するには、どのような事実を聞き取らなければならないのかといった点について、意識的に聴取することができなかつたことが反省すべき点である。面談の際には、相談者の主観に重点を置き、聴取してしまう場面もあったが、まずは前提となる客観的な事実を把握し、その事実が如何なる法的意味合いを有するかについて意識することが重要であるとクリニックを通じて学ぶことができた。また、相談者の中には、我々学生よりも知識を有している方もおり、相談者から我々の用意した回答の矛盾点を指摘されるなど、説明に窮し、説得的な回答ができないこともあった。自らが採る法的見解を説得的に説明する・表現する能力が重要であると感じた。

クリニックを受講してよかったのは、「生の事実」に「法律を適用する」という経験ができたという点である。学修を行う際、ともすれば論点から事実を把握していたように思う。事実から法的問題を抽出し、それを法律にあてはめるという思考方法の重要性を再認識することができたように思う。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

相談案件として、①外国にて受けた医療費の日本における請求の可能性、②インターネットのオークションで落札した品に不具合があり返品した場合の返金請求、③マンションの天井部分にクラックがあり、そこから漏水する場合の補修請求の3件を扱った。①の事案自体は単純だが、国際裁判管轄や外国判決の執行など、涉外案件特有の点が問題となった。②はインターネットやオークションという場で契約法がどのように適用されるかを検討することができた。③はありふれたように見える事案でありながら、区分所有法に関する正確な理解がないと、誰に対しどのような請求ができるのかが分かりにくく、区分所有建物の共用部分と専用部分の区別や、管理組合の規約などについてもしっかりと学ぶ機会となった。

受任事件としては、中古自動車のオークション代行を業者に依頼し、実際の費用より多めに前払い金を支払ったところ、最後に精算してもらえないという案件を取り扱った。請求額は数万円であり、依頼者が本人訴訟を希望したことから、最終的には訴状案を作成して依頼者に交付した。一見、単純に見える事案であったが、オークション代行は代理なのか取次なのかそれとも売買なのかといった点から検討することとなり、学生たちはかなり苦労していたが、最後にできあがった訴状のできればは良好であった。

2 受講生より

クリニックは早稲田内にある本物の法律事務所であるということから、ロースクール内では扱うことのない生の案件に携わることができた。基本書に書かれているような基本事例と同じなのか、違うのか、違ふとしたらどのように違ふのか等、分析してどのような解

決方法があるのかを検討することによって、実際の案件を解決するため必要な応用力が付いたと考える。実際の案件は授業で扱うような論点が明快な事例ではなく、そもそも何の契約にあたるのかといった点から検討しなければならないこともあった。民法を基本として、様々な特別法まで検討しなければならないこともあり、当初は検討方法すら分からず苦戦したが、いずれの事案も日常起こり得る身近なトラブルが原因となっているものであったため、非常にやりがいがあった。また、事案を考えるに当たり、その都度、基本事項の確認もすることができ、大変有意義であった。

教室でペンと紙を持って考えているときには事実が整理され、問題検討が容易にできても、実際の案件と依頼者の方を目の前にして口頭で質問を受けると、どの事実が解決のために必要か、判断が難しくなる。また、依頼者には、法律用語をわかりやすく説明する必要があるが、頭ではわかっているつもりでも、言葉にすることが上手くできなかつた。法律をわかりやすく伝えるためには、何となくわかっているだけでは足りず、自分自身がしっかりと理解している必要があることを感じた。

民事クリニックB班

報告書（春学期）

1 担当教員より

民事B班は、2014年春学期、学生4名が受講し、無料法律相談3件を実施するとともに、外国人の入管事件の面談・書面作成（通訳あり）、医学生との合同ケーススタディ（生命倫理と法）を実施した。

無料法律相談は、借地契約の問題や隣地とのトラブルなど身近で興味深い相談を担当した。入管事件では、フィリピン人家族の退去強制令書発付等取消請求事件を扱い、依頼者と面談の上、準備書面や陳述書を起案した。

相談件数が少なかったのが残念だったが、学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握し、事実関係や法律的な問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

また、実際の訴訟案件を扱い、準備書面や陳述書を起案することで、手続法にも触れることができた。さらに、訴訟案件が入管事件だったため、民法だけでなく行政法にも目を向けられたのは貴重なことだったと思う。

無料法律相談も訴訟案件も具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者・依頼者の抱えている問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

医学生との合同ケーススタディは初めての試みだったが、学生には、生命倫理に関する事例を法律家の視点から検討してもらい、医学生との間で活発な意見交換となった。無料

法律相談とは趣が違ったが、専門家を意識する上で大きな刺激になったものと思う。

2 受講生より

4度の法律相談を通して、依頼者の相談を聞き取ること、その中から法的に重要な事実を抽出するとともに、依頼者の気持ちや感情的な話についても聞き、アドバイスをすることの難しさを実感した。同時に回答においても、法律専門職ではない依頼者にわかりやすく、しかも正確に伝えるように工夫するという経験ができた。例えば依頼者が謝罪を求めたい場合に、話をよく聞き、どのように依頼者の気持ちを汲み取り、法的観点を含めてわかりやすく回答するかという工夫が大変であったが、実際に依頼人を目の前にして話すという経験は非常に有意義なものになった。

依頼事項を受けての文献・判例調査などのリサーチについても、現実の依頼人を相手にするという意識があることで非常に身が入ったものになり、責任感を持って真剣に取り組んだ。普段学修している科目ではないものについての調査が必要になることもあり多少苦労はしたが、将来法曹になった時のシミュレーションとしては最適の訓練になったと感じている。

また、今回医学部生との交流もあり、自分たちとは異なる立場の学生との意見交換ができ、また将来の医師が依頼人になった時のイメージを持つことができたのは非常に良かったと感じている。

本クリニックの経験は今後の学修や、将来実務家になった際に必ず役に立つと感じている。そして、この経験を活かし、依頼人の利益にかなう弁護士になれるよう励んでいきたい。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

民事B班は、2014年秋学期、学生3名が受講し、無料法律相談3件（ほかに事例検討2件）を実施した。また、課外活動として、医療問題弁護団の医学研修「循環器内科」を傍聴した。

無料法律相談は、子ども同士の事故による損害賠償請求、フィリピン人の認知請求、日照権問題など身近で興味深い相談を担当した。

相談件数が少なかったのが残念だったが、学生たちは、相談者から事実を聴き取って把握し、事実関係や法律的な問題点を整理し、法的な解決の方法を検討した上で、相談者にわかりやすく説明するという法律相談のプロセスを通じて、法科大学院で勉強してきた民法が社会でどのように現れているのか、温もりをもって感じられたことと思う。

また、相談に至らなかったが、賃貸借契約に関する事件やペットの売買契約に関する事件も検討し、民法だけでなく消費者契約法なども検討し、議論した。

無料法律相談はいずれも具体的な「生」の事案を扱った。目の前の相談者の抱えている

問題を法律を使ってどのように解決するのか、その難しさとやりがいを実感しつつ、実務法曹家へのモチベーションを高めてくれたことと思う。

2 受講生より

クリニックを受講してよかったことは、やはり普段の勉強では考えられないような実務的な感覚を学べたことは大きいと感じます。損害額の算定でいわゆる「赤本」を使ったことなどをその代表的なことといえます。

また、基本六法のみならず、特別法の知識あるいは医学の知識も時には必要となることを学びました。弁護士になってもあらゆる分野の知識を吸収し、日々の勉強が必要となることを感じました。

実際に相談者とお話できたことも大きな経験となりました。相談者は自分での解決が困難であるから、相談にくるのであり、大きい事件、小さい事件という括りは存在せず、相談にくる当人にとっては重大な事件であるため、弁護士は一人一人の相談者に親身になって相談を受け、適切な回答をし、それに責任をもたなければならないのだということを実感しました。

民事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

（1）法律相談

C班では、より多くの法律相談を経験することを方針としているが、今期は相談予約が少なく、題材を確保することに若干苦勞したため、相談者との面談事案は、前記より継続しているツアー事故の損害賠償案件と、新件1件にとどまった。この他には、講師である実務家が仕事で取り組む消費者契約法に関する事案の検討や、講述する神津島法律相談会にて打合せ予定の講師の受任案件についての予習討議などを行った。

ただし、特に上記損害賠償案件に関しては、争点が多彩なクリニックに適した案件ともいえる内容であったし、討議の時間をより多く設けることができたので、事案を元に法律を捉え、その論点につき当てはめを行うという、実務に即したトレーニングを経験することができたものと思われる。学生らは、事前の調査検討をよく行っているのみならず、自習時間に集まって議論をしている雰囲気も伺え、実務家、相談当事者、同僚など様々な関係者に直に接することができるという少人数制授業の利点が表れていると感じた。

（2）神津島出張法律相談会への参加

6月8日（日）、小型飛行機利用の日帰りにて、学生3名は神津島（東京都神津島村）を訪問し、出張法律相談会に参加した。この相談会は、小海が関与する特定非営利活動法人司法過疎サポートネットワークが、地元自治体の協力（広報と場所の提供）を得て行って

いる活動であり、地元の一般島民を対象とした無料法律相談であること、相談員は弁護士他に、司法書士、税理士と隣接士業を含むことに特徴がある。

クリニック事務所における法律相談と異なり、予約不要のいわゆる飛び込み相談であるため事前準備ができず、また題材を選定できないため学生には対応が容易ではない案件(専門知識を要するもの、事案が極めて複雑なものなど)もあるため、法的アドバイスまでを学生に担当させることは難しい場合が多い。そこで、学生は、可能な限り、事案の聴き取りに参加し、生の法的紛争に接した。また、同行していた他の実務家(弁護士1名、司法書士3名、税理士1名)の相談にも立会い、特に他士業の業務内容を知る機会となった。

今回は5件の相談者が訪れ、それに加えて当職の依頼者の打合せを1件行った。それらのうち、各学生は各4件程度の相談に立ち会ったようである。税金、相隣関係、会社の組織変更、土地の名義変更、相続など、多種多様な案件に触れることができた。疑問点については、相談終了後に実務家に質問し、また後日相談会のレポートを作成するなど、学生は積極的であった。

2 受講生より

(1) 法律相談

契約に係る法律相談が主だった。受講してよかった点は、座学で学んでいる法律知識が実際の法律相談で活かされることを、身をもって体験ができたことである。また、先生とのやり取りを通じて、定義や要件、判例に対する理解の曖昧さを認識した。一方で、先生方はその場で定義や要件、判例を挙げることができ、またそれらに沿ってとても丁寧な事案分析を行っていた。自分たちと先生との比較から、受験生の基本知識の不足やあてはめが弱いという指摘の意味を実感し、日常の勉強において、これら弱点を意識した丁寧な勉強をするようになった。また、机上事案のように論点が明快でない実際の事案を対象にして、まず契約当事者と契約内容を分析し、その上で本件の争点を検討するという基本的な検討手順を、少人数体制の下、先生に丁寧に指導頂いた。

反省すべき点として、グループでの検討を黒板等で可視化することを最初期から行うべきであったことが挙げられる。可視化すれば、不足している点を自ら認識することができ、また先生からの指導により気づくことができ、その上で相談者に説明する際も伝わりやすかったように思う。実際に証拠の重要性が相談者に伝わらず、日を改めて再度の説明を要した場面があった。相談者も時間を割いて相談に来所しており、また必要な事実が揃わないと相手方に対して請求も立てられず事案の解決が停滞するため、なるべく分かりやすく説明することが双方にとって有用だと感じた。

(2) 神津島出張法律相談会への参加

反省すべき点は、事前に過去の相談内容に目を通して相談会の様子を掴んでおけば良かった点である。相談会で持ち込まれた相隣関係の問題は、受験勉強でのなじみが薄く、やや混乱してしまった。事前準備として過去の資料を見ることで最低限知識の確認程度はで

きたであろうし、このような混乱も防げたと思う。また、相談への同席や先生方への質問ももっと早い段階から積極的にでき、短時間の相談会においても効率的に学習できたものと思われる。

受講して良かった点は、隣接士業との連携の大切さを実感した点である。相談を受けると、法律関係だけでなく、税金や手続が懸念事項であったりすることが多かった。このような隣接士業の業務も専門的であり内容も改正されるものであるから、隣接士業に依頼することがスムーズな解決に繋がる。

また、日頃気になっていた問題や近隣トラブルなど公に相談することを躊躇する内容でも、出張法律相談会という事務所外の場所なら相談者が相談しやすそうな印象を得た。そして、相談者自身の方針が立ち心強い面持ちになったり、問題がないことが分かって安心したりして帰宅される様子が印象的だった。先生方は手弁当でこのような社会活動をされており、社会貢献活動の幅広さを知った。

更に、近隣トラブルや相続問題では、法律上どのような請求が可能かということは、かならずしも問題の解決に直結しない場合があり、相手方の対応などに応じケースごとに適切な解決策を示すことが求められていると感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

① 法律相談

C班では、より多くの法律相談を経験することを方針とし、最終的にはクリニック事務所で5件の新件相談を受けた（なお、うち1件について、内容証明による通知の作成を行った。）。いずれも相談者よりクリニックに申込のあった案件であり、うち1件は大学内のサークルからの相談であった。

相談内容は、①隣地境界付近の私道に関する相談、②サークル発行の新聞の広告掲載に関する相談、③新築マンションの購入契約に関する相談、④英語学校の契約解消に伴う返金に関する相談、及び、⑤相続不動産の管理等に関する相談であった。なお、②は学内サークルからの相談であり、相手方に対する通知文の作成を行うとともに、相手方との電話交渉に立ち会った。

なお、今期は、最終のクリニックにおいて、事案の報告書の記載についての検討を行った。作成されていた報告書は概ね適切なまとめが行われていたが、事実の把握や法律関係の再整理を行う機会となった。

全体として、学生らは事前・事後の調査検討をよく行っており、相互の連携もよくとれていた。

② 路上生活相談等

2014年はホームレスの人を対象とした炊出しに併設した法律相談会として、10月25日に池袋の公園での相談会、11月10日に教会での相談会、12月7日に渋谷の公園での相談

会に参加した。

事案としては、生活保護、戸籍・住民票、賃金未払い、外国人など多岐にわたっていた。回答はいずれも教員が行ったが、学生が実際の炊出し支援の現場に参加し、寒空の下で困難を抱えたホームレスの人の話を熱心に聞き入り、その経験は大きな意味があるものだった。

2 受講生より

今回、クリニックにおける反省点としては、相談前、学生での事前の検討において、特別法などまでは十分な検討をしていくことができず、相談時に十分な説明ができなかったことです。さらに、相談時には、いらっしゃった相談者様を前にして極度に緊張してしまうことが多く、検討してきた内容すらうまく表現することができない場面もありました。また、先生方に報告書をすべて精査してもらった際には、記録をどう残すのかという点につき、事実を正確に表現することができておらず反省しました。

次に、クリニックを受講してよかった点としては、ロースクールで学修する民法の重要な論点を内容とする相談案件を実際に取り扱えたことです。クリニックを通じて民法総合との学修においても、実務と実体法とを双方向に学ぶことができました。実務家の先生方の意見を聞きながら、実際の問題解決へのアプローチをどのようにすればよいのかを知る貴重な機会となりました。また、報告書を先生方に訂正していただき、記録をどう残すのか、ということを実際に学ぶことができ大変貴重な機会となりました。クリニックを受講することによって、民事科目への理解がさらに深まると同時に実務を体験できるため、試験問題を解くうえでも実務でのイメージがわくようになり、以前よりも原告の立場から問題解決をどうすればいいか、という当事者の視点が身につきました。クリニックは、ロースクール学習において非常に有意義な授業であると感じました。

行政クリニック

報告書（春学期）

1 担当教員より

（1）クリニックの概要

2014年度春学期の行政クリニックでは、弁護士教員2名の指導の下、3年生3名の学生が、行政法に関する様々な案件を担当した。

具体的には、①補助金の交付に関する住民監査請求対応、②金融庁が保有する情報の情報公開、③通勤手当の請求、④都内再開発案件に係る相談等の案件を扱った。依頼内容は、多様な法的問題を伴うだけでなく、マスコミや地域社会に対するPRなど、単なる法的アドバイスのにとどまらず多岐に亘った。当クリニックは、これに応じる形で、法律の仕組みを

分かりやすく説明した依頼者向け資料や、マスコミ向けの説明資料の作成、訴状の作成など様々なサービスを提供した。

また、上記①の案件に関しては、実際に現地に赴き、聞き取り調査等を行った。

(2) クリニックの意義

行政クリニックの活動は、以下の2点において、重要な意義があった。

第1に、学生が法律実務に直接関与することができた点である。

法科大学院の授業では、行政法の法理論や判例を詳しく学修することができるが、判例の背景となる事実関係や、当事者の具体的な主張に接するわけではない。クリニックでは、実際に学生が中心となって依頼者からの相談に対応するため、学生は事実関係を分析し、そこから行政法上の問題点を抽出し、事案全体の解決を視野に入れたアドバイスを提供することが求められる。

また、学生は、当該案件に関する判例や論文等の資料を収集することにより、事案分析能力や資料収集能力を養うことができる。また、法律知識を持ち合わせていない依頼者に分かりやすく説明する能力を養うことができる。

このように、クリニックの学習により、法科大学院の授業のみでは学修する機会が乏しい、実務家としての必須能力を培うことができる。

第2に、法的なサービスの拡充を図ることができた点である。

クリニックに持ち込まれた相談案件の多くは、通常法律事務所に依頼しても、費用倒れになるため、納得がいかなくても泣き寝入りせざるを得ない状況にあった。さらに、行政法の分野は、民事法や刑事法とは異なり、専門に扱う法律家の数がまだ多くはないため、依頼者の中には、誰に相談してよいのか分からず、一人で問題を抱えているケースもあった。

当クリニックでは、専門性の高い法的サービスを無償で提供することができる。実際に、依頼者のなかには、トラブルに巻き込まれたことにより精神的に深く落ち込んでいたが、クリニックに相談したことをきっかけに立ち直り、気持ちを新たにしてくれたケースもあった。

クリニックには、法的なサービスを拡充することにより、法による紛争の解決を徹底するという、社会的な意義があると言える。

(3) 指導教員の所見

クリニックは、学生が、実務家として業務に携わる前に、学生の立場で疑似体験できる点で、貴重なトレーニングの機会を提供していると実感する。また、無料のサービス提供によって、市井に埋没しがちな問題を取り上げることができるという点でも、社会的に意義ある取組であると感じる。

2 受講生より

(1) 参加学生1

住民監査請求に関する案件を、主として担当した。住民監査請求や、それに続く住民訴訟は、過去に司法試験に出題されたことがある重要分野である。しかしながら大多数の学生は、地方自治法をそれほど詳しく勉強することはないだろう。本クリニックで、実際の事件を通して、これらの法律を身につけておけば、怖いものなしだと感じた。

他にも、多くの事件を行政クリニックは抱えている。こうした事件を主体的に取り組んでいけば、行政法の力がぐんと上がることは間違いない。行政法が苦手な学生も、臆せず、是非とも受講してみたい。

(2) 参加学生2

公務員の通勤手当請求の案件を、主として担当した。行政側の手違いで、誤って通勤手当が減額されていたため、これを何とか取り戻そうという案件であった。請求自体は、金銭債権の支払請求という単純なものだったが、行政・労働という専門性ある領域であり、金額も少額で、さらに、依頼者は、関係者に配慮して、損害賠償という形を避けたいとの希望もあった。このため、訴状準備は、少額訴訟制度の利用方法の調査や要件事実の確定のほか、勝訴可能な理論構成の検討など、未知の世界への挑戦だった。実務家教員の充実した指導の下、活動を行う中で、日頃学修した知識・技術の「使い方」を実感できたため、今後の学修にも、また、実務に出るからも、大いに役立つだろうと感じた。

受講中は少々忙しくなるが、複雑な実際の事案を検討する経験によって、司法試験等の事案が、相対的に簡潔明瞭に感じられ、余裕をもって試験に臨めるようになった。「勉強が進んでいる割には試験本番に弱い」といった人には、クリニックは特におすすめである。

(3) 参加学生3

金融庁に対して情報公開を請求する案件を、主として担当した。法科大学院の授業では、開示文書を見たことがなかったが、実際に依頼者から開示された文書を見せてもらい、公開して欲しい情報が開示されない依頼者の不満を強く実感することができた。法科大学院の授業では必ずしも詳しく扱わない法律も出てきて、当初は戸惑ったが、早稲田大学には当該法律の立案に携わった教員が在籍していたため、同教員に直接質問して当該法律について深く学修できた。実務においても、今まで扱ったことのない法令や事例に日々遭遇することになるだろう。そうしたときに、専門家の協力を得ながら迅速的確に対応する技能が重要であると実感できた。さらに、訴状の作成も依頼されたため、実務家教員の指導の下、当事者の主張や要件事実を意識した訴状の書き方を学修することもできた。

報告書 (秋学期)

1 担当教員より

(1) クリニックの概要

2014年度春学期の行政クリニックでは、弁護士教員2名の指導の下、5名の学生が、行政法に関する様々な案件を担当した。

具体的には、①金融庁が保有する情報の情報公開を請求する事件、②公務員の通勤手当不払分の請求事件、③スーパー堤防訴訟に関する上告理由書起案、④都内学校改築に関する請願の相談等の案件を扱った。

個々の依頼に対応するために多様な法的問題を伴うだけでなく、起案を実際に行うことによって詳細な点まで整理する作業を伴った。また、訴訟期日への参加傍聴により、実際の事件が訴訟実務において取り扱われる様子を直に体験できた。

(2) 各案件の成果

今学期本クリニックにおいては、以下のような成果が見られた。

第1に、公務員の通勤手当請求事件では、訴状作成にあたり、詳細な通勤手当の計算方法の確認など、思わぬ難作業に直面し、指導教授の助言のもと、学生自らの努力によって訴状を完成できた。訴状提出後は、意外に強硬な被告の返答に対する対応を迫られ、依頼者への説明、さらなる書面作成、提出を要し、さらに訴訟が簡易裁判所から地方裁判所へ移送されるという展開に至った。

このように、紛争案件は、当方の思い通りに事が進むとは限らず、むしろ予想を裏切られるほうが多い。相手のある案件である以上、相手の出方や新たな事実の発見によって思わぬ展開に発展することもあり、気が抜けないとともに、それだけに、最後まで諦めない精神力が必要となる。このような紛争の実相に触れることができたことは成果であったといえよう。

第2に、情報公開請求事件では、前学期に粗々作成していた案を、いよいよ完成し、訴訟を提起した。この作業の中で、素案段階では深く考えていなかった請求内容について、詰めて考え、確定することができ、緻密な思考の重要性を感じることができた。また、訴状という争訟性の文書作成の姿勢を学ぶことができたのではないかと思われる。

第3に、指導教授が担当しているスーパー堤防事件訴訟の上告理由書を起案した。この内容は、実際の上告理由書の一部として利用されることとなった。

最後に、全案件を通じて、学生自らが主体的に問題点を掘り下げ、参考になる文献・判例を見つけ、参加者間で共有し、考察を深め、起案にも生かすことができた。作業効率上必要に応じて2名、3名のチームに分かれ、各担当案件に取り組んだところ、それぞれのチームで、参加学生のそれぞれの個性を生かしつつ協力し、要領良く作業を進めることができた。チームによる案件推進の楽しさを実感できたことも、大きな成果であったと思われる。

(3) 指導教員の所見

今学期のクリニックでは、相談、訴訟準備、実際の期日という、訴訟実務の初期段階を実体験できたことにより、弁護士の活動の一端を追体験することができたのではないかと思う。特に、書面化する作業は、書面を作成することによってはじめて判明する事案の正

確な理解、細かい論点の追加検討、思い違いの修正などの必要を感じることができた。こうした経験は、将来、実務において役に立つことはもちろん、実務感覚を肌で感じることで、これからの勉強においても有益なものとする。

2 受講生より

(1) 参加学生1

私は主に公務員の通勤手当請求事件を担当した。行政法の授業で扱う総論部分を基本的にしつつ、個別具体的な法律、条例でどのような規定がなされているかを学べたことが勉強になった。また、これらの条例や規則、要綱を普段目にするのがないため、実際の事案において、どの法律、条例、規則のどの条項に何が規定されているかを調べるのは大変だった。特に、本件事案において参照した公務員の身分関係、給与関係は授業で扱うこともあまりなく、また、依頼者の話からは「非常勤講師である」としか聞いていなかったため、職種によって規定が細分化されている法律、条例の中から該当するものを調べるのが大変だったように思える。

加えて、依頼者からは「ミスをした公務員の責任を追及するのではなく、都の責任を問う形で通勤手当を請求したい」という希望があったため、公務員個人に求償される可能性のある国家賠償請求訴訟をすることができず、訴状に置いても個人の責任を問わない方向で主張を組み立てるのが大変だった。この事案は前任者から引き継いだ事案であり、前任者が主張の方向性を決めていたが、依頼者から話を聞き取り、そこから主張を組み立てていく場合には検討することも多くなり、主張を立てることが難しくなるのだろうと思う。その点考えながら今回の経験を今後の勉強に生かしていきたい。

(2) 参加学生2

訴状を書かせて頂いた公務員案件は、当初、少額訴訟で一回結審だという予定であった上、原告としても一回で判決を出すことを望んでいたにも関わらず、被告東京都の意向が通り、簡裁は結局、これを地裁に移送した。上告申立理由書の冒頭部分を書かせて頂いた
スーパー堤防事件では、意味のない堤防事業の為に、原告の方々に住み慣れた土地を追われ、多大な苦痛を受けていた。さらに、もう一つの班が行っていた情報公開の事案では、原告は行政側からほぼ黒塗りの情報しか公開されず、公開しない理由も意味のわからないものであった。

このように、行政事件においては、原告は始めから圧倒的に不利な立場にあり、被告と同じスタートラインに立てず、同じ土俵に上がれないことが多いのではないだろうか。さらに、司法が行政の違法・不当な行為に少なからず加担しているような印象さえ受けた。この状況の中、実務で国や地方公共団体を相手にするのは、大変な困難を伴うに違いない。しかし、だからこそ、そこにやりがいもあるのではないかと感じた。

今まで、私は基本書の中のXさんやYさんを相手に、Xさんが勝訴するにはどういう主張をすべきか考える、という勉強をしてきた。今回のクリニックを通して、先生がたのお

力を借りながら、「何処どこに住む、何々を仕事にしている、どんな髪型の、何歳の、めがねをかけている、〇〇さん」のために何ができるか、どの様な主張ができるかを、判例や文献を調べ、文書を書く、という生き生きとした勉強をする機会を得る事ができた。今後の私にとって、大変大きな財産になるだろう。

(3) 参加学生 3

金融庁に対して情報公開を請求する案件を、主として担当した。初回到授業において、初めて開示文書を見せてもらったが、ほとんどが黒塗りで開示とは名ばかりの文書であったことに驚愕した。このような資料をみせてもらうことで、ただ与えられた事案をよんで解決策を練る普段の学習とはちがって、なぜ依頼人が請求をしようとするのかをよく理解することができたし、依頼人の不満を直に感じる事ができ、訴状作成にはどのようにするのが真の権利救済になるかを考えることにとってもやりがいを感じた。

法科大学院の授業では詳しく扱わない法律も出てきて、困惑したが、実務家教員の充実した指導の下、行政法の実務について深く学修することができた。行政法は苦手意識が強く、理解するのに精一杯だったが、実務を通して行政法にふれることでそのおもしろさを知ることができたので今回クリニックを受講して本当にいい経験ができたと思う。

(4) 参加学生 4

主に情報公開請求訴訟に関する事案を検討した。情報公開法自体についての知識もほとんどなく、また、金融商品取引法における課徴金制度に関しても全く知識の無い状態から様々な資料を読んで訴状の作成にあたった。普段の講義の中ではなかなか取り扱う法律ではなかっただけに、制度の仕組みを理解するために多くの時間を費やしたが、普段学んだ法的思考方法が役に立ち、資料を読み込むだけでもかなり多くのことが理解できる力が身につけていたことに、多少の成長を感じる事ができた。

情報公開事案だけでなく、公務員案件やスーパー堤防事業に関する訴訟についても、素朴な感覚としては、原告の主張が正当であるという自負があるのだが、それをいざ訴状などに起案して書面に起こすとすると、とても難しく、論理立てて筋のおった書類に仕上げることが極めて難しいことを経験し、もっと勉強していかなければならないと痛感した。訴訟物の特定や手続等、普段学習している基本的な知識が実務でも大事なんだということ強く感じる事ができたので、今後の学習に際しても、基本を大事に柔軟な視点で案件の解決を図れるように目指していきたいと思う。

クリニックを履修する前は不安だらけであったが、大きな糧になり、自分に足りないことや法律の知識以外に実務で必要とされる素養がなんなのかということに気づくことができ、掛け替えのない経験になった。ご指導くださった小島先生、中山先生、並びに事務局の皆様、共に学んだ行政クリニックの皆様感謝いたします。

(5) 参加学生 5

主に情報公開請求訴訟の訴状作成を検討した。

まず原処分主義という基本的な概念を机上では学んでいたが、原処分と裁決と変更処分が行われていた実際の事件を目の前にして、どの処分を訴訟の対象にするのかを特定するのが困難であった。事件の時系列を可視化した上で、指導教授に改めて原処分主義について事案を元に丁寧に指導して頂き対象とする処分を特定することができた。このように実際の事件を元に机上の知識を教授に丁寧に指導してもらえるのは、少人数のクリニックならではの貴重な時間であると思う。

次に、複数の者が段階的に色々な行為を行い関係法令も多いことから行政法に対して苦手意識があったが、実際の事案を通して行政法ならではの事案分析を体験することができ、粘り強く事案と法令を読み解いていく必要性和重要性を痛感した。

最後に、情報公開請求訴訟の事案では今まで見たことがないほどに墨塗りとなっている資料に初めて接し、これで情報は公開したと主張する行政庁と審判する裁判所を説得するために、参考となる文献や判例を探し検討することで普段から学んでいる知識や判例の活用方法を身につけることができた。

また、指導教授が担当しているスーパー堤防事件訴訟の訴状を読み、実際の活用方法を目の当たりにすることができ、これからの行政法の勉強の指針となった。

今まで行政訴訟がイメージできていなかった中で、事案を通じて机上の知識の活用方法を学ぶことができたのが大きな成果であった。同時に、学年の違う生徒と一緒に取り組み、普段は学問の話しか何う機会のない教授と日常的な雑談を交わし、請願の案件では議員の方から直接相談を受けるなど、様々な人と接し世界が広がったことが楽しかった。

臨床法学教育（家事・ジェンダー）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

◎II（春学期—3年）

浅倉 むつ子／岩志 和一郎／岡田 裕子／棚村 政行／松原 正明／緑川 由香／山田 攝子

◎I（秋学期—2年）

浅倉 むつ子／岩志 和一郎／岡田 裕子／棚村 政行／松原 正明／山田 攝子

【授業概要】

臨床法学教育（家事・ジェンダー）では、実社会の中での「生きた家族法」を学び、ジェンダーの視点を意識しつつ法律の解釈・事案の把握・相談者や依頼者との対応を行うことを学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とし、学生が、早稲田大学リーガル・クリニック法律事務所において、研究者・実務家教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で行う。

その具体的方法としては、（1）法律相談事件の相談を直接担当する方法と、（2）教員が弁護士として受任した事件の法廷等を見学したり書面作成に協力する等の方法がある。

（1）は、法律相談の申込みがあった事件について、予め設定した相談日に相談者に来てもらい、約3-4名ずつに編制されたグループごとに、特定の事件について、複数の弁護士教員の指導の下に大体3-40分事情聴取を行い、その後10-15分学生と教員が回答案について協議し、その後主として学生が教員の指導の下に大体2-30分程度で回答を行うというものである。その回答で相談の目的が達成されれば、当該相談は終了となるが、さらに、相談者本人による調査や資料の取り寄せが必要であったり、あるいは学生・教員側の判例学説の調査などが必要である場合には、継続相談日が設定される。相談前の法律調査等の準備及び事後の問題点の整理と復習が欠かせない。

（2）については、家庭裁判所での調停・審判は非公開であり傍聴が許されていないため、傍聴は訴訟事件の法廷傍聴等に限定される。調停や審判の申立書、訴状・答弁書・準備書面・陳述書、交渉のための内容証明などの起案を学生が行う場合もある。

このほか、（3）調停、法律相談活動のロールプレイ、面会交流の支援活動を実施する場合もある。

事件の種類としては、離婚事件（財産分与、慰謝料、年金分割、親権、養育費、子の引渡し請求、面会交流等を含む）・離婚前の婚姻費用分担請求事件、監護者指定、離婚後の紛争事件（養育費、親権変更、面会交流等）・認知・養子縁組等親子関係事件・遺産分割・遺言等相続関係事件が多い。

中間カンファレンスは家事ジェンダークリニックのメンバーのみで行い、互いに、事件

の報告を行い、法律上・事実上の問題点について議論し、学習したことを共有する。日によって、相談案件の有無や数が異なるので、適宜、相談事件の復習や予習を行う。

最終カンファレンスは、民事・行政クリニックの履修生と一緒にいきなり経験交流をする。

【授業の到達目標】

生きた家族法・ジェンダー視座を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得する。

【授業計画】

実際の相談依頼の人数・相談内容に応じて、相談体制を組み合わせていくので、常に臨機応変に対応するものとする。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

和田仁孝ほか『リーガル・カウンセリングの技法』法律文化社

秋武憲一『離婚調停』日本加除出版

片岡武・菅野真一『遺産分割・遺留分の実務』日本加除出版

梶村太市・岩志和一郎・大塚正之・棚村政行・榊原富士子『家族法実務講義』有斐閣
家族法授業で使用している各自の教科書

【受講要件等】

「家族法特殊講義」の履修が望まれる。

【受講者への要望】

家族の問題について関心をもつ学生の皆さんの積極的参加を望む。

将来、家事事件を得意とする弁護士・裁判官として活躍できる者が多く育つことを期待する。

報告書（春学期）

1 担当教員より

受講学生 14 名（男性 5 名，女性 9 名），教員 7 名（浅倉・岩志・岡田・緑川・松原・棚村・山田）で授業を実施し，11 件の相談事案を扱った。相談内容は相談関係や面会交流など多岐にわたったが，受講学生は，3～4 人のチームを構成し，役割分担をしつつ短期間に丹念な準備を重ねて当事者との面接に望んだ。そし



て、面接においては、当事者が真に希望するところ、あるいは、事案の解明に必要な点であるにもかかわらず、当事者が積極的に持ち出さない事柄についても、丁寧な対応によって聞き出すなどして、的確なアドバイスをすることができた。そのため、当事者からは、しばしば、クリニックの相談を受けてよかったとの感謝の言葉を頂くことができた。

相談事案以外では、父子の面会交流の立ち会いによる支援を複数回にわたって行った。また、臨床心理士を招いて、特異な性格の当事者の役割を演じて頂き、模擬相談・ロールプレイングを行った。さらに、横浜家庭裁判所の家事調停委員との懇談会を行い、調停委員から、調停手続における当事者との対応の仕方や面接での工夫、弁護士に対し調停委員から希望する点や控えて貰いたい点など忌憚のないご意見を伺うことができた。

そして、中間および最終カンファレンスを実施して、春学期の授業の総括をした。

2 受講生より

◇受講しての感想

相続、面会交流など様々な事件を扱い、とても学びの多い期間だった。このリーガルクリニックを通して、通常の授業では得ることのできない経験をすることができた。

その中で感じたことは、まず第一に実際に依頼者の方と面することにより、法律的な側面だけでなく、コミュニケーション能力・共感する力が法曹として必須の能力であることを実感した。事実関係を聞くときであっても、法的に意味のある事実と意味のない事実が混在して話される。受講する前は、法律的に意味のない事実というのは不必要なのではないかという勘違いをしていた。しかし、実際はそのような事実にも大切な役割がある。その事実は依頼者の感情が入り混じっており、本当に依頼者の求めている答えは何なのか、それをさぐるヒントになることという経験をし、考えを改めるきっかけになった。また、依頼者の方のプライベートな、本来であれば話したくないであろうことを聞くわけである。そして、こちらは学生という点もあり、どのようにして質問するかという聞き方ひとつであっても難しく、適切に話を聞いていくという能力も大切だと感じた。さらに、様々な人間関係を抱えている人が相談にくる。それにしっかり対応するには、相手の立場を理解しなければならない。そこには色んな立場・考え方があり、それを自分の中で受け入れる共感する力があると感じた。これらの能力は実務に出て、どんどん鍛えていかなければならないと感じた。

第二に、一流の実務家・教授たちと一緒に法律相談を考えることができる有難さである。依頼者の方と話していく中で、どういう質問をすればいいのか、どういう答えがあるのか、に窮することがやはり多かった。そういう時に、実務家・教授陣の適切なフォローに何度も助けられた。これは知識の量・確実性が足りていないという差もあるが、どういう事実が必要なのかの見極め・依頼者が話していないがおそらくこういう事実があるのではないかという推測が話の進展につながっていた。ただ、知識をそのまま頭に入れるというのではなく、実際の問題解決に必要な形で理解し、道具として使えなければならない

ということを感じた。このような経験から、依頼者のためになる優秀な法曹になるためにはどんな能力が必要になるかということがわかり、将来の法曹像としての目標が明確になった。

◇反省点

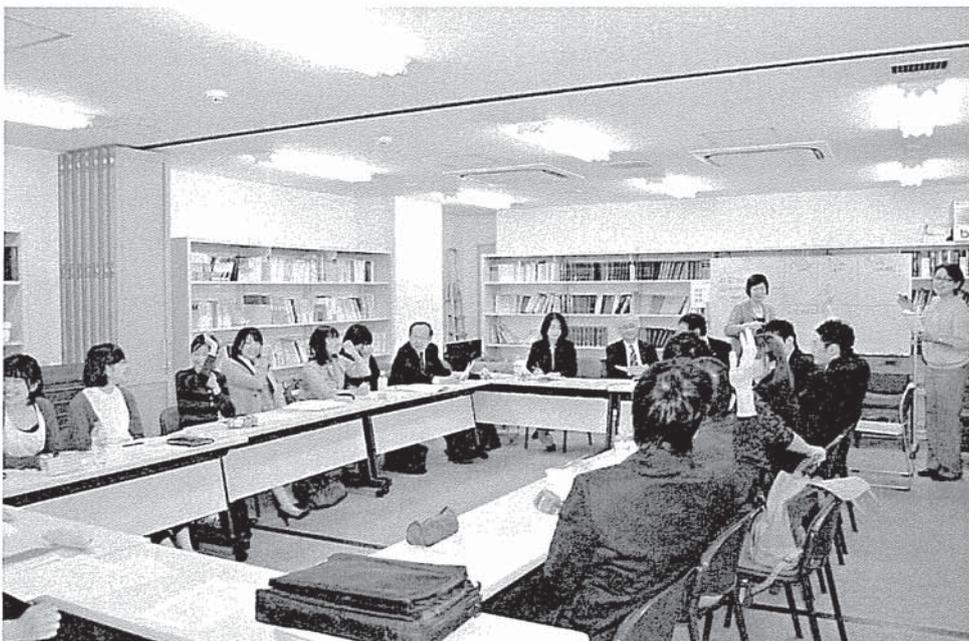
依頼者の方がしっかり調べていることがままあり、求められている水準の解答を即座に答えられないことがあった。また、基本的な知識であっても理解があいまいであるために、失敗を恐れて、答えることができないことがあった。これらについては、さらなる学習が必要であると思う。

また、主任になった際には、どうしても緊張してしまい、説明がたどたどしくなってしまった。依頼者の方に安心してもらい、法律的な話を理解してもらうためには、緊張に慣れ、明確に話せるようにならなければと実感した。

◇最後に

法律相談が相続9件、面会交流1件、借地関係1件と相続に偏り、親族関係が少なかったことは残念であった。しかし、模擬相談で離婚をやり、特別養子の判例研究、調停委員の方との質疑応答など、法律相談以外のところでも、様々な経験をすることができ充実した授業であった。

このリーガルクリニックを受講したことにより、家事事件への興味がさらに強まり、それだけでなく法曹になりたいという気持ちもより一層強まった。このような貴重な経験ができたことを、今後のロースクール生活、そしてその後に実務家になった時も活かしていきたい。



報告書（秋学期）

1 担当教員より

受講学生 8 名（男性 2 人，女性 6 人），教員 6 名（浅倉・岩志・岡田・棚村・山田・松原）で授業を実施し，10 件の相談事案を扱った。

相談内容は相続関係，面会交流や成年後見関係など多岐にわたったが，受講学生は，3～4 人のチームを構成し，役割分担をしつつ短期間に丹念な準備を重ねて当事者との面接に望んだ。そして，面接においては，当事者が真に希望するところ，あるいは，事案の解明に必要な点であるにもかかわらず，当事者が積極的に持ち出さない事柄についても，丁寧な対応によって聞き出すなどして，的確なアドバイスをすることができた。そのため，当事者からは，クリニックの相談を受けてよかったとの感謝の言葉を頂くことができた。

相談事案以外では，学外の喫茶店等で実施された父子の面会交流の立ち会いによる支援を複数回にわたって行った。また，臨床心理士を招いて，特異な性格の当事者の役割を演じて頂き，模擬相談・ロールプレイングを行い，その後，担当された臨床心理士の方々と懇談会を開き，相談者の立場から見た模擬相談の問題点を指摘して頂き，相談担当者からは気づかない種々の貴重なアドバイスを受けた。

そして，最終カンファレンスを実施して，秋学期の授業の総括をした。



2 受講生より

《受講して良かった点》

約 3 か月の家事ジェンダークリニックを受講し，まずは研究科での勉強の大切さを改めて学んだ。クリニックの相談では事前に簡単な事案の紹介を受け，それをもとに，事前に受講者で知識の確認や，想定される質問への回答の準備を行い，相談に挑む。しかし，相談の場では事前に予想しなかった問題が浮かび上がり，それに対する回答が必要になるこ

とが度々あったため、相談がいかなる分野におよんだとしても、法律家としてそれなりの回答ができるような総合的な知識が必要であると痛感した。この経験は、今後の基礎科目の学修のモチベーション維持につながると思う。

また、様々な経験をお持ちの、多くの先生方のアドバイスを聞くことができる環境に恵まれたことにより、一つの問題点に対し、多様な観点からの解決方法提示の必要性を学ぶことができた。この経験により今後は自分が発見した問題点に対し、視野を広く持って、より良い解決方法を検討しようという考えを持つようになった。相談に関すること以外においても、様々な先生方のこれまでの仕事内容等を伺えたことは、受講生にとって、法曹となった後の活動分野の希望が広がった。

そして、自分たちが今勉強している知識を使い、実際に人の役に立つことができるのだと実感した。我々が提示した回答に「ありがとう。」「気持ちが楽になった。」という言葉や、入室時とは表情の全く異なる、退室時の安堵の表情に接することができ、早く法曹となり、人の役に立つ活動ができるようになりたいと強く思い、今後の勉強意欲がさらに湧いた。

先生方、クリニック事務所の手厚いサポートにより、素晴らしい環境でのクリニックとなった。至らぬ点が多かったため、先生方にはたくさんのご迷惑をおかけしたが、受講生にとって、クリニック受講は今後に繋がる大変有益な時間であった。

《反省点》

反省点としてまず、質問事項に頼り過ぎてしまい、もっ

と核心を突いた質問や、解決に必要な質問ができなかったことである。そういった場面において先生方に任せてしまうことになってしまい、相談者が心を開いて話してくれるようにするようになかなかできなかった。質問事項を読んでいるだけでは機械的な質問になってしまい心を開くほどの信頼関係を築けていなかったように思う。先生方の対応を間近で見ることができ大変勉強になった。

また、相談者に説明する際、わかりやすく伝えることが難しく、知っている、わかっていると思っていたことであっても、実際に説明しようと言葉に詰まったり、うまい言い回しが出てこなかったりという時があり、根本的な知識のなさ、理解不足、事前準備不足を痛感した。

法律相談中、自分が主任でないときにうまくフォローすることができなかったことも反省点の一つである。どこかで自分が主任でないため、主任の人に任せてしまう気持ちがあ



り、そういった気持ちが出てしまったのだと思う。せっかくの機会であったのだから、もっと積極的に参加していけばよかったと思う。

◎まとめ

今回、クリニックに参加し、実際に相談を受けることで多くのことを学ぶことができた。このクリニックを受講し、良かったと感じる。この経験を、今後のロースクールさらには将来に活かしていきたい。

臨床法学教育（刑事）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

河津 博史／神田 安積／笹井 武人／野村 稔／宮村 啓太

【授業概要】

この科目では、現実の刑事事件を受任し、弁護士資格を有する教員とともに、刑事弁護人としての職務を遂行する。現実の事件を担当することで、刑事関係法令や刑事法理論が現実の事件にどのように適用されているか、法律家の役割はどのようなものか、被疑者・被告人はどのように取り扱われているか、また関係諸機関はどのように機能しているか等を学ぶ。また現実の依頼者のために活動することで、弁護士としての倫理、専門職責任などについても学ぶ。

特に捜査弁護は集中した弁護活動が要求されるため、この科目は、春学期科目は夏季休暇中に、秋学期科目は春季休暇中に開講する。

【授業の到達目標】

現実の事件処理をとおして、刑事弁護の仕組み、刑事弁護人の心構え・倫理などを基本的に理解し、併せて刑事弁護の重要性を肌で体験することを目標とする。

【授業計画】

学生が関与する刑事事件の段階としては、捜査弁護、公判弁護、上訴弁護などがある。捜査弁護事件は、弁護士会が実施している当番弁護制度を利用し、同弁護士の派遣要請を受けて行う。公判弁護や上訴弁護は、原則として、国選弁護制度を利用して行う。

学生が担当する職務は、依頼者との接見、事実調査、関係者との面談、書類作成、各種申立、尋問準備、弁論準備など、法令が許容する範囲で、可能な限り、弁護士と同様の職務を、学生が主体的に弁護士と同様の責任を持って行ってもらう。

具体的にはオリエンテーション・模擬接見のあと、当番弁護事件の配転を受けて出勤し弁護活動を開始するが、その具体的内容は各班ごとに指導の教員と参加学生が協議して決定する。終了後は全部の班が参加して中間報告会を行い、最後に各参加学生が報告書を作成・提出する。

【教科書】

特になし。

【参考文献】

特になし。

【受講要件等】

「基礎刑事訴訟法（刑事訴訟法）」、「法曹倫理（弁護士の役割と責任）」などを履修していることが望ましい。

【受講者への要望】

特になし。

刑事クリニックA班

報告書（春学期）

1 担当教員より

公務執行妨害罪で逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑事実は、深夜立ち寄ったファミリーレストランにて泥酔し、店の連絡でかけつけた警察官に暴行したというものであった。依頼者は、当初、記憶にない旨主張していたが、警察から示された防犯カメラに写った自身の姿を確認したことから、事実関係を認めるに至った。被疑者との接見を重ねながら、ファミレスへの未払代金の支払、釈放後の生活保護受給についての調査等を行い、検察官に対して不起訴処分の意見書を提出したが、処分保留釈放後、略式罰金処分となった。

2 受講生より

私がクリニックを受講したのは、普段の授業では得られない実務を経験し、進路を決めるにあたり刑事弁護を見ておきたかったからである。今回のクリニックでの経験はこれら二つの目的を十分充たすものとなった。

私が担当した事件は、高齢の生活保護受給者が起こした公務執行妨害事件である。当初配点表に目を通したときはその情報量の少なさに驚いたが、単純な事件という印象を受けた。実際の活動では、接見、担当検察官との面接、勾留状謄本の請求、現地調査などを行った。これらにより、事実の曖昧な部分が浮き彫りになり、当初の想像とのギャップに驚いた。調査で印象に残ったのが、被疑者の住居の現地調査であった。刑訴法 60 条では勾留理由に定まった住居を有しないことが挙げられているが、被疑者の場合これが不安の一つであったため、現地まで出向いたのである。この時、弁護人ができる最善の弁護活動とはこういうものかと感じた。

このように、様々なことを見聞きし、感じる事ができた。反省点は、学生が主体的に行動する場面がなかったことである。もっと議論を活性化させるべきであったと思う。これまで私は漠然と刑事弁護人を目指したいと思っていたが、それは抽象論に終始したものであった。しかし今回、実際の刑事弁護の現場を目にして、いっそうのやりがいを感じることができた。今回の経験をいろいろな場面で生かしたいと思う。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

器物損壊被疑事件で逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑事実は、路上でタクシーのテールランプを蹴って損壊したというものであり、依頼者は、酒に酔っていた

ため記憶が明瞭でない部分もあるが、被疑事実自体は認めていた。早期釈放及び不起訴処分を目標とし、まず、依頼者の勤務先上司から身元引受書を取得し、これを添付して勾留請求却下を求める意見書を裁判官に提出した。裁判官は勾留請求を却下し、依頼者は釈放された。その後、検察官を通じて被害者（タクシー会社）に示談を申し入れ、交渉の末、示談が成立。依頼者は不起訴処分となり、事件は終結した。

2 受講生より

(クリニック受講して良かったこと)

刑事クリニックを通じて、普段はあまり勉強をしない刑事訴訟法の手続部分について学ぶ機会になった。そして、刑事弁護において重要な「より早く、より軽く」という視点を学ぶことができた。特に、身体が拘束されていることにより依頼人が極めて不自由な立場に置かれていることが、身体解放に向けた活動を実習する中で具体的に理解ができた。

実際に接見を行う機会はなかったが、模擬接見で、人から話を聞き出すことの難しさを学んだ。具体的には、最初の印象などで決めつけて話を聞くのではなく、客観的な事実が何なのかを見つけ出し、一方当事者のみの話から事実を決めつけてはいけないということを学んだ。

示談金額の交渉を通じては、相手方の主張が妥当と言えるか、信頼できる根拠資料を用いて検討すべきだということ学んだ。

また、意見書や示談書の作成を通じて、読み手を意識した文章を書くこと、できる限りわかりやすい平易な言葉を使った文章を書くことの意識をもつことができた。

そして、全体を通じて、刑事弁護実務は、依頼者の周囲のサポートの有無によって見通しが大きく変わってくることと、何より迅速な行動が要求されることが体験出来た。

最後に、実務系科目の理解が深まることにつながった。

(反省すべき点)

刑事手続の知識が少なかったために、次に必要なことなどがすぐに分からず、積極的な活動ができなかった。

刑事クリニック B 班

報告書 (春学期)

1 担当教員より

書店において女性の着衣内を盗撮したとされる公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被疑事件を受任した。

当初は勾留回避に向けた弁護活動を行ったが、勾留請求及び勾留の裁判がなされ、勾留期間満期に起訴された。その後、被害者との示談が成立したほか、保釈が許可され、現在は執行猶予判決に向けた弁護活動を継続しているところである。起訴される前から、依頼

者に同種行為を断ち切るためにクリニックに通院することを助言していたが、保釈が許可されたことによって依頼者が現実にクリニックに通うことができるようになった。今後の公判において通院の成果を立証する予定である。

2 受講生より

我々は受講生として今回の事件に参加し、実際の弁護活動の一端を体験することができた。想像していたよりも遥かに頭を使い、そして足を使う仕事だと感じた。実際の事件では、必要な証拠資料を自分で集めなくてはならない。今回の事件では依頼者が同種行為を断ち切るために医療機関の協力が必要だったことから、実際に病院に赴いて資料を貰い、医師に話を聞くなどした。真夏の昼間、炎天下の中街を歩き回ったことにより、「弁護士は頭だけで仕事をするわけではない」ということを痛感した。

今回の事件は自白事件だったが、依頼人に前科があること、数多くの余罪があること、それを当初は弁護人にも隠していたことなどから、非常に難しい決断を迫られることもあった。結論を出すにあたって、弁護士の先生方と議論しながら、「何が依頼人にとってベストか？」ということを考え続けたことを通じ、弁護士の決断にかかる責任の重さを知った。実際の事件に携わらなければ得られなかった貴重な経験であると感じている。

現在は公判が開始しているが、依頼人の望む判決を得るために最善を尽くしていきたい。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

電車内で、女性の臀部を着衣の上から触ったとして現行犯逮捕された東京都迷惑防止条例違反被疑事件（痴漢事件）を受任した。受任したのは逮捕された翌日であった。依頼者は被疑事実を否認しており、このまま会社を欠勤する状態が続くと解雇されるおそれがあるとのことで、受任直後から、身体拘束からの解放（勾留を阻止すること）に向けての弁護活動を行った。まず、身体拘束を解かせるため、勾留しないよう求める上申書を検察官に提出したが、勾留請求がなされた。そこで、勾留請求却下を求める意見書を裁判所に提出し、担当裁判官と面接を行い、勾留請求を却下するよう求めた。その結果、勾留請求が却下され、依頼者は釈放された。釈放後は任意捜査が継続されることから、依頼者と面談し、その後の弁護方針等の打ち合わせを行った。最終的には、被害者が被害届を取り下げたことにより、依頼者は、不起訴処分になった。

2 受講生より

今回刑事クリニックを受講して学んだ大きなことは、刑事弁護における迅速な行動の重要性、常に次善の策を考えておくことの必要性、そして刑事訴訟法の基本的な知識の重要性である。

配点初日に初回接見を行うことができたことから、弁護方針を明確にし、迅速に接見に赴いて、短い時間の中でできるだけのことをする重要性を身を以って学ぶことができた。

また、以降は勾留請求をしないよう求める上申書の作成、身元引受書の作成、勾留請求却下を求める意見書の作成に入ってから、刑事訴訟法の基礎的事項を正確に理解しておくことの必要性を知った。刑事訴訟法の講義においては、条文上の知識は当然の前提とされることも多いが、条文へのあてはめを生々の事件で実践することで、改めてその文言や運用について理解を深めることができた点はとても有意義であったと思う。

さらに報告会において他班の活動について詳細に知ることができ、より様々な刑事弁護活動の内容や先生方からのご意見をうかがえたため、大変勉強になったと感じている。

反省すべき点としては、勾留請求却下から不起訴処分の決定までの間に、依頼人との連絡が不足していた点である。受講生として事件の経過を常に意識し、次にすべきことは何であるか、より主体的に考えておくことができれば良かったと考えている。

以上のように、大変有意義な活動をすることができたと感じる。

刑事クリニックC班

報告書（春学期）

1 担当教員より

暴力行為等処罰に関する法律違反で逮捕された被疑者より依頼を受け、受任した。被疑者事実は、同居していた交際相手に包丁を示し、脅迫したというものであり、依頼者はこれを大筋で認めていた。不起訴による釈放を目標とし、まず、検察官を通じて被害者に示談を申し入れ、交渉の末、示談契約を締結した。さらに、住居のない依頼者の釈放後の生活環境を整備するため、生活保護、ホームレス自立支援等の福祉制度を調査し、依頼者に説明するとともに、もと雇用主との間で身柄引受の交渉を行った。身柄引受人は確保できなかったが、起訴猶予処分となり、依頼者は釈放されて、事件は終結した。

2 受講生より

今回刑事クリニックを受講してよかったのは、実務で法律が運用されている場面を体感できたことと、弁護士のやりがいと再認識できたことである。これまで講義ないし独学を経てきたが、クリニックにより今まで学んできたことが現実に運用されている状況を体感することで、これまで以上にしっかりと身についたという実感が得られた。また、今回の活動では福祉関係の分野も調査する必要があることで、法曹を志す上で様々な法分野について関心を持ち学んでいく必要性を感じた。

弁護士のやりがいに関して、実際に弁護士の仕事を体験することで、依頼者のために尽くす、そのために日々努力し成長するというやりがいの一端を感じられた。このことは、今後の勉学への意欲につながると考える。

一方、反省すべき点も数多かった。その中でも特に足りていないと感じたのが、基本的な知識と、接見で感じたコミュニケーション能力の点である。基本的な知識に関しては、

勾留の要件や期間といったものですら、先生に聞かれてもすんなり出てこなかった。法曹として活躍していくためにはまだまだ勉強が足りないと感じさせられた。また、コミュニケーション能力の点についても、接見の場において、長期間の身体拘束で心理的にも追い込まれている依頼人への配慮が足りず、動揺させてしまう場面があった。相手にわかりやすいよう物事を簡潔かつ明確に伝えると共に、相手の立場に応じたコミュニケーションの取り方も考えていかななくてはならないと感じた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

駐車場で自動車の座席に置かれていたスマートフォンを窃取したとされる窃盗被疑事件を受任した。

受任直後から、接見等禁止の裁判に対する準抗告申立て、接見等禁止一部解除の申出、被害者との示談交渉に備えた示談書の作成、現場確認、実況見分調書作成、依頼者の家族との打合せなどの活動を行った。

その後、依頼者は窃盗の公訴事実で起訴された後、麻薬及び向精神薬取締法違反の被疑事実で再逮捕され、追起訴された。

麻薬及び向精神薬取締法違反については公訴事実と争いがあり、今後は公判審理に向けた防御準備活動を行っていくことになる。

2 受講生より

刑事クリニックを通して感じたことは、大きく以下の三点である。

一点目として、条文の重要性である。事件を通して、疑問があればその都度まずは条文を出発点として考えるという癖を改めてつけることができた。書面作成において、文言の正確性や条文上の根拠の明示を徹底することは基本中の基本であることを再確認するとともに、条文に当たることの重要性を、身をもって痛感した。

二点目として、素早さと慎重さの両立の必要性である。被疑者の身体拘束には法律上厳格な期間が定められているが、これは捜査側を拘束するものであると同時に、当然被疑者の権利に関わるものである。そのため、勾留決定や接見等禁止決定に対しては素早くアクションをとらねばならない。一方で、今回の被疑者は事件の記憶が曖昧で、記録を閲覧するまでは事件の詳細を掴むことは困難であった。とりわけ被疑者が黙秘をしていた今回の事案では、被疑者の不利にならない情報のみで慎重に書面の主張を構成することの必要性と難しさを感じた。

三点目として、弁護人の役割や経験則の重要性についても考えを改めさせられた。クリニックの受講までは、弁護側の主張は、法律専門家である弁護人が主導で組み立てていくものと考えていた。しかし、実際には、弁護人に求められているのは依頼人の希望になるべく沿うことであると気付かされた。また、答案作成においては、法律的な答えを先に決

め、それを根拠づける理由を探し、評価するという過程を経ることが多いが、実際の弁護活動においては、それだけでなく普段の生活で得られる経験則を素直に用いることの重要性に気付いた。

刑事クリニックD班

報告書（春学期）

1 担当教員より

本件は強要罪の事案であるが、

奥様が弁護人を選任したため当職は辞任した。懲役1年執行猶予3年で終結した。

2 受講生より

1 私たちの班で担当した事件は、強要罪の成否が問題となる事件であった。

被疑者が会社の経営者であり、身柄を拘束され、会社の経営に携われないと、会社は存続の危機に陥り、その従業員の生活にも支障を来してしまう危険がありました。そこで、第一次的に早期の身柄解放に向けた弁護活動を、第二次的に被害者との示談交渉に向けた弁護活動を行っていくという方針を決めました。そして、早期の身柄解放に向けた弁護活動としては、勾留請求阻止に向けた検察官への意見書の提出、勾留請求却下決定を求める裁判官への意見書の提出、勾留決定に対する準抗告申立書の作成を行ないました。

2 強要罪については、いかなる事実が構成要件を該当するのかについての判断が困難であったこともあり、その弁護活動は、事実をどこまで正確に把握することができるかという点が最大の問題であったと感じられた。

もっとも、そうした問題は、どの事件にも共通するものではないかと思われた。今回の事件を通じては、前提となる事実が既に与えられている法科大学院での勉強とは異なって、生の事件の難しさを痛感した。私は、今回の活動を通して無力感を覚えていたが、事実は

常に流動的であって、その探求が如何に大変で困難な活動であるかということの心構えが足りていなかったからだったと思われる。被疑者は捜査機関側にとらわれているし、捜査機関はその組織力をもっていくつもの証拠を積み上げていくし、一個人である弁護士がこれに立ち向かっていくことなど無理ではないかとも感じた。しかし、本来であれば代理人である弁護士こそが、被疑者に一番近い存在となれるのである。そうすると、被疑者との信頼関係を構築して、被疑者と弁護士が事実を共有することさえできれば、捜査機関側の矛盾点を追及することも容易になるのではないかという点に気がつくこともできた。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

被疑者は、電車内で高校生の臀部付近に股間を押し付ける等したとして、東京都迷惑防止条例違反被疑事件（痴漢事件）にて逮捕された。依頼者は被疑事実を認めており、勤務先に発覚しないように早期の身体拘束からの解放を強く希望していた。速やかに接見し、受任後翌日に検察官と面会をし、勾留しないよう求める意見書を提出したところ、検察官から勾留請求されず依頼者は釈放された。その後、任意捜査において、被害者の両親と示談を行うなどの弁護活動を行った結果、依頼者は不起訴処分となった。

2 受講生より

今回刑事クリニックを通して学んだことは3点あります。

まず1点目は、弁護人の大切さです。弁護人がいるからこそ、検察官と交渉でき、たとえ検察官から勾留請求がなされても、それに対して裁判官に却下してもらうよう意見書を提出することができるのであって、被疑者にとって弁護人がいかに重要か身をもって体験できました。

2点目は、初動の迅速性という点です。実際に事件を受任してみると、被疑者から詳細な事実関係を聞き出すために、すぐに警察署に行き、その後、刑訴法60条1項各号を満たさないことを立証するための証拠を集めるために、たとえば被疑者の身元を引き受けてくれる者に連絡し、身元引受書を作成してもらうために会いに行くとなると、72時間は本当に短い時間であることを実感しました。弁護人が、いかに迅速に対応できるかを問われていることがわかりました。

3点目は、被疑者との信頼関係の構築という点です。私たちは、自分たちの足で動くことを学びました。具体的には、被疑者の身元引受書を作成するために、被疑者のお母様と被疑者の奥様が住んでいる地域まで足を運びそこで話し合い、また、在宅捜査後、被疑者に事務所に来てもらうのではなく、私たちが被疑者の職場付近まで行って話し合う等、積極的にこちら側がうかがうという姿勢で弁護活動を行っていきました。そうすることによって、被疑者に対して、私たちが誠心誠意で弁護活動を行っていることを理解してもらい、信頼関係を築くことができました。

刑事クリニックE班

報告書（春学期）

1 担当教員より

同居していた実の母（両親と3人暮らし）に対して暴行を加えたとされる暴行被疑事件を受任した。受任したのは勾留質問日であった。依頼者は被疑事実を認めており、受任直後から、身体拘束からの解放、とりわけ、被害者との関係修復に向けての弁護活動を行った。まず、身体拘束を解かせるため勾留決定に対する準抗告を検討したが、身柄の拘束が解かれたとしても両親（被害者）との関係修復がなされなければ帰る場所もないことから、依頼者の両親との関係修復を図ることを優先することとし、両親（被害者）の理解を得る活動を行うこととした。依頼者に被害者宛の反省の手紙を書いてもらい被害者に渡すとともに、被害者との面談を行い、被害者に依頼者を許し、早期釈放を求める旨の嘆願書を書いてもらい、検察官に不起訴処分を求める意見書を提出した。その結果、依頼者は勾留期間満期日に処分保留にて釈放された。

2 受講生より

（1）良かったと思う点

全体としてクリニックを受講しない場合に比べて、今までイメージとしてとらえ、漠然としていた刑事弁護が自身の中で具体化された点が良かった。

他に、実務においてどこまで回答すれば必要十分となる法的回答たりうるのか、あるいはそれ以上は踏み込むべきでないといったニュアンス、さじ加減がある点等も体感することが出来た。

また、普段扱っている紙の上の事案と異なり、時間的切迫感等が存在するということが学べた点も、有意義であった。加えて裁判所、検察等がどういった形で動いているのかも実感することも出来た。当たり前のことではあるが、現実の事件では、それぞれがそれぞれの目的で行動しているのだということを再認識できたと思う。

（2）反省すべき点

クリニック講座において改善すべきと思われる点として、学生主体であるクリニックの趣旨からは外れるのであろうが、仮に学生が扱った案件を先生方が処理した場合、どういった流れで考え、返答していったであろうかを、手本としてやはりもっと詳細に知りたいという思いはあった。この点、もちろん正解はないのであろうが、スタンダードなやり方、あるいは最大公約数的処理といったものはあるのであろうから、そういったことも併せて意識していけると更に良かったと思う。

報告書（秋学期）

臨床法学教育（労働）Ⅰ・Ⅱ

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

鴨田 哲郎／島田 陽一

【授業概要】

臨床法学教育（労働）では、実社会の生の素材を利用することで、学生が実社会の中で「生きた法」を学ぶとともに、専門職である法律家の任務の意義と社会的責任の重さを体得することを目的とする。

学生は、大学附属公益法律事務所において、弁護士教員の指導の下に、現実の事件処理に関与する方法（「クリニック」と呼ぶ）で履修を行う。

労働事件に関与する法律実務家には、労働法規のほか判例法理や労使関係の実情等の知見を含む専門性が必要とされる。また、労働訴訟においては使用者に証拠が偏在していることが多く、法律実務家が労働者の代理人弁護士となる場合には、事実調査や立証・尋問技術等において特段の努力や技量が必要とされることもあり、また、経済的弱者である労働者のニーズに応えるために公益的観点から受任することも必要とされる。

このような特色を有する労働事件に関与する法律実務家を養成するために、労働クリニックは、学生に実際に発生した労使紛争の実情に接し労使紛争解決手続に関与させることにより、労働事件における専門性を習得していく契機と基礎的素養を提供するものである。

【授業の到達目標】

労働法の実際の適用場面を体験することにより、実務的な思考能力を体験する。現実の雇用関係の中で生じているトラブルを聞き、それが具体的にどのような法律問題であるかを明らかにする能力を身につける。

【授業計画】

労働クリニックは、弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニックの法律事務所において行われる。

学生が履修する基本的内容は次のとおりである。

(1) 法律相談

学生は、弁護士教員の指導・監督のもとに、労働事案の相談者と面談して相談内容を聴取し、法的アドバイスをを行う。相談票や相談報告書を作成し、教員に提出する。

(2) 受任事件への関与

学生の指導等の観点から指導担当教員が事件として受任することが適切・可能と判断される相談案件は、指導担当教員が事件として受任する。受任する事件は、労働者を依頼者とする事件に限定する。学生は、指導担当教員が受任した事件について、指導担当教員の指導のもとに、事実調査及び法的分析を行い、交渉事件については通知書や合意書の案を作成し、訴訟事件については訴状・準備書面など各種書面の起案、依頼者との打ち合わせ、

弁論期日の傍聴などを行う。

(3) 事例検討・研究会

学生は、指導担当教員の個別指導のほか、相談案件・受任関与事件等についての事例検討や討議を行う。

【教科書】

指定なし。

【参考文献】

労働相談の手引きとして参考となるものに『労働相談実践マニュアル』がある。クリニックには、その他の参考文献が整備されている。

【受講要件等】

労働法 I, II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

【他の授業との関連】

労働法 I, II 等の労働法関連科目を受講することが望ましい。

【受講者への要望】

特になし。

報告書（春学期）

1 担当教員より

2014年春学期においては、業務委託IT労働者の委託打ち切り、パワハラで訴えると上司から言われた労働者の対抗策、トラックドライバーが残業代請求をするにあたっての証拠収集方法、有期雇用バス運転手の労契法20条請求、クリニック事件（解雇）の地裁判決の検討などの授業を行った。

2 受講生より

まず、クリニックを受講してよかった点として、日頃の学習がどのように実務に生かされるのかを垣間見ることができたことが挙げられる。労働法の学習に際してクリニックで扱った事案を思い出して具体的なイメージを持つことができ、記憶の定着に役立つことが多々あった。また、労働クリニックを受講して、日頃の座学では体験できないようなことを学ぶことが出来た。他方、反省点としては、クリニックの直前直後に講義等を入れてしまったため、余裕をもった受講ができなかった点がある。

法律相談では、考えもしなかったことや教科書にも載っていないことについて突然、依頼者から質問され慌てることがたびたびあったが、なんとか答えようと必死に考えることで法的思考能力を鍛えることができたと感じている。また、依頼者の質問に答えることで教科書ではほとんど触れられていないことでも実務では重要な問題があることを身をもって体験することが出来た。先生方も優しくかつ的確にアドバイスを下さり、大変勉強になった。今期は2名しか受講者がいなかったため大変な面もあったが、法律相談の主任

を数多く体験でき非常に贅沢な時間を過ごすことが出来た。

労働クリニックで学んだことは、これからの司法試験に向けた勉強、さらには合格後実務に出てからも役に立つと信じている。クリニックを通して将来の法曹像について具体的なイメージを持つことができ、司法試験合格へのモチベーションを高めることができたと思う。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

2014年秋学期においては、トラックドライバーの残業代請求事件、ホステスの解雇・未払賃金問題、パワハラ被害の救済相談、退職時の年休拒否事件のセカンド・オピニオンなどを扱い、さらに、弁護士教員の労働組合相談（学校における1年変形制導入への対応）に立会うなどした。

2 受講生より

私は今まで法律相談というものを経験したことがなく、このクリニックではじめてそれを行うことになった。

法律相談をやって一番感じたことは、要件事実をしっかりと勉強しておかなければ依頼者からどのような事実を聞き出せばいいかが全くわからず、質問の内容が思い浮かばないということである。依頼者から十分な事実を聞き出さなければ、それを法律構成することができず、法律論が抽象的にはわかったつもりになっていても実際の場面でのどのような事実が要件充足のために必要なかが全く理解できていないことに気が付いた。今後の勉強においては、要件と事実の関連性を意識して取り組んでいきたいと感じた。

また、もう一つ感じたのは、物事、見解を伝えることのむずかしさである。担当の先生や依頼者の方との話し合いに際して、自分の疑問点をうまく表現できないことが何度かあった。他方で、依頼者の方に法の見解を示す際にも、簡潔にわかりやすく、かつ丁寧に伝えるための言葉が見つからないことが多かった。前者の方は、その法律論について自己の理解が乏しく、先生方の話についていけていなかったことが原因であり、適切な法律論を行うためには深く理解しなければならないことを感じた。後者については、その法律論を依頼者の方に伝える際に、いかに噛み砕いて応答するかに慣れておらず、経験を通して学んでいかなければならないと感じた。

以上のように、クリニックでは法律相談を通じて多くのことを学ばせていただいた。多くの反省と課題を得られる授業であった。

臨床法学教育（障害法）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

池原 毅和／大石 剛一郎／菊池 馨実／黒寄 隆

【授業概要】

2007年5月、国連で障害者権利条約が発効し、わが国でも、2013年12月、同条約が国会で承認された。同条約と国内法との整合性の確保等が政府内部でも議論され、障害をもつ人を取り巻く法制度が大きく変革されつつある現況にあって、障害をもつ人の多くは、依然として社会的マイノリティーとして留め置かれ、福祉サービス、雇用、教育、交通・通信手段その他の面で厳しい状況におかれている。既に2011年には障害者基本法改正、障害者虐待防止法制定がなされ、2012年には障害者自立支援法が障害者総合支援法と改正された。2013年には障害者差別解消促進法制定、障害者雇用促進法改正により、障害者差別禁止アプローチが本格的に導入された。こうした中で、障害法（Disability Law）という法分野が存在し、この分野に特化した活動を行っている実務法曹が一定数存在するアメリカと同様、わが国でも、法曹人口の増加、法化社会の進展なども相まって、障害をもつ人の権利保障に関心を寄せる実務法曹を育成することが、今後、法曹界の課題になっていくであろうとの認識の下、この分野の体系的な知識を実務との接点をもちながら習得する機会を提供することをねらいとする。わが国のロースクールでも他に例をみない障害法をめぐる本格的なプログラムである。

【授業の到達目標】

障害をもつ人を取り巻く法制度と法律問題の基本的概略を理解する。その際、単なる座学の講義にとどまらず、クリニックとしての位置づけを存分に活用することにより、障害をもつ人が置かれた現状を実地に把握するように努める。

【授業計画】

障害法の総論に関わる部分（障害とは何か、憲法的基礎、障害者権利条約、最近の障害者施策の動向など）につき、コーディネーターでもある菊池が2回程度の講義を担当する。またアメリカ障害法に詳しい池原が、アメリカのデュー・プロセス論を中心とした先進的な判例理論や実務家の活動を参考にしながら、日本への実践的な活動への適用可能性につき、1回程度の講義を担当する。

各論については、障害が非常に多岐にわたることから、各実務家教員の専門に照らして、精神障害（池原）、知的・発達障害（大石）、身体障害（黒寄）の分野ごとに、それぞれ3ないし4回程度の講義を担当する。その際、雇用・福祉・教育・権利擁護・刑事手続といった幾つかの共通テーマを設け、各障害の特殊性・固有性を浮き彫りにするよう努めるとともに、各教員が手がけた訴訟ないし相談事例などを用いて、臨床的技術の修得を図る。

講義と相前後して、受講生は、各自の関心分野を中心に、実務家教員が各法律事務所で

手がけている法律相談等の中から、本プログラムにふさわしいものについて、当該教員の監督の下で、資料等を参照しながら法実務の実態を学ぶ。時期的な調整が付けば、弁護士会議への参加、成年後見実務への関わりの機会なども提供する。このほか、障害法を学ぶにあたっては、当事者たる障害をもつ人の実像や生活に対する理解が不可欠であることから、施設見学（知的障害者が共同生活を営むグループホーム訪問や、精神病院見学など）や、当事者の立場になっての体験（車椅子での移動によるバリアフリー体験など）といった機会を積極的に設ける。教室外での活動については、できるだけ受講者の希望を勘案したメニューを提供したい。

【教科書】

特定の教科書は用いず、各教員が配布する資料による。

【参考文献】

授業の際、その都度指示する。

【受講要件等】

特になし。

【受講者への要望】

この科目は、2回にわたる試行プログラムの実施を経て、2009年度から本格的な実施に至ったものである。障害をもつ人を取り巻く施策や諸問題に関心を寄せる学生の参加を大いに歓迎する。また通常の弁護士等の業務の中で、障害をもつクライアントなどに関わる場面も少なくないと思われ、その意味で障害法に本格的に取り組むことにならないとしても、本クリニックの受講は有意義であろう。受講者の中には卒業後も教員を含めたネットワークを形成し、情報交換や勉強会等を行っている者もあり、関心は高い。受講を通じて、障害をもつ人にとって住みやすい社会とは、健常者にとっても住みやすい社会であることが、理解してもらえらると思う。

報告書（春学期）

1 担当教員より

本クリニックでは、障害をもつ人びとを取り巻く法制度と法律問題を、教室での実務家教員および研究者教員の講義形式での指導をベースとしながら、実務家教員による現場での指導も踏まえて、理解することを目標としている。障害をもつ人びとを取り巻く法制度は、多くの実定法分野にまたがっており、法律問題の解決を総合的に図る実務法曹としての素養を磨くという教員間の指導方針の下、カリキュラムを組んでいる。また障害者施設・精神病院等への訪問および当事者との交流、弁護士会議への参加などを通じて、教室から外に出て、社会的弱者とされる障害をもつ人びとの現状を知ること、実務法曹を目指した「原点」に回帰できたと感じる学生は少なくない。

教室では、講師全員参加のガイダンスを行い、菊池が総論を講義した後、実務家教員3名が精神障害（池原）、知的・発達障害（大石）、身体障害（黒寄）の実践的な授業を行っ

た。その後、社会保障審議会障害者部会委員の野澤和弘氏（毎日新聞論説委員）講演会、講師全員参加によるまとめの授業を行った。

本年度も、多くの学生の参加を得て、通常の授業以外に、実務家教員による対外的な活動機会を提供した。下記の受講生をはじめ大変意欲的な受講生が多数おり、大きな成果を挙げたと考えている。

2 受講生より

障害法臨床教育を履修しようとしたきっかけは、発達障害者への社会的援助の促進を法の側面からサポートするためには、どのような法的問題が現在生じているのか等を知りたいと思ったことです。しかし、障害法臨床教育を履修して、障害に対する考え方が180度変わりました。そして、発達障害者の抱える社会的問題を考えるとき、治療の促進ではなく、発達障害という問題を抱えた方が住みやすい環境を整えることが不可欠であり、これこそ、法曹に求められるものであると考え、そのような活動をしていきたいと強く思いました。黒寄先生の授業で扱ったUR賃貸マンションの事件では、車いすの利用者が購入したマンションから駅への通路を車いすで利用できなかったことから訴訟に至りました。車いす利用者が通ることができる道は、健常者にとっても通りやすい道です。社会づくりを考えるとき、そのモノを一番使うことが困難な人のことを想定して考えることが不可欠であると感じました。このことは、身体障害の方の問題だけでなく、精神障害や発達障害にも通じると思います。発達障害を抱える方にとって一番の問題は、社会にうまくなじめないことです。発達障害の方が住みよい社会は、発達障害を探して、医学的治療を施すことではなく、普通でなくても理解され、失敗に寛容な社会を作ることではないかと思いました。そして、このような社会は、他の障害を抱える方や健常者にも住みよいと思えます。例えば、会社や学校で、周りから理解されなくて苦しむことは、発達障害でなくてもありうることです。このような場合に自分の抱える悩みを吐き出せる場所があったり、すこし休みをとることが許される会社や学校があれば、このような悩みもすこしは軽減できると思います。このような観点からの学校や会社のルール作りは少しずつ進んではいます。しかし、このような法づくりも障害という観点からさらに考え直してみる必要があると思います。一般に健常者を想定している労働法等も、障害がある場合も想定して考えてみる必要があります。そのきっかけとして、弁護士としての訴訟活動があると思います。現時点で、不都合を感じている障害を抱える方の問題を訴訟等を通じてひとつずつ解決していくことによって将来すべての人にとって住みやすい環境を創ることを目標にしようと、障害者法臨床教育の授業を通じて感じました。

臨床法学教育（外国人）

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

宮川 成雄／渡辺 彰悟

【授業概要】

この臨床法学教育科目は、外国人法・難民法の分野における法理論と法実務の架橋を目指す。担当者の宮川は、アメリカの移民法・難民法を専門分野とする研究者であり、渡辺は日本における外国人・難民訴訟を多数担当してきた弁護士である。この研究者教員と実務家教員のコラボレーションにより、アカデミックな研究関心の高い国際人権条約の国内の実施、難民認定基準の問題等について、学生は実務家教員の指導監督を受けながら、現実の依頼人へのリーガル・サービスの実習を行う。

具体的には、通訳を介した外国人依頼者の事情聴取に同席し、裁判所に提出する陳述書の草案を作成するなどの作業について、実務家教員の指導を受ける。この作業の中で、依頼人の語る生の事実から、法的効果の発生に結びつく要件事実の特定とその価値を評価する能力を養う。さらには文化的背景を異にする外国人依頼者とのコミュニケーション能力を養い、異文化との共生の価値観と理解力を涵養する。

受講学生は、現実の依頼人の事件に携わることによって認識した日本の外国人法・難民法の現行制度について、研究者教員および実務家教員との議論を通して、制度改善の理論的課題や政策提言をまとめることが期待される。

【授業の到達目標】

外国人法・難民法に関わる法制度を理解し、それを運用する実務家としての基本的技能を修得する。

【授業計画】

・週1回の教室での事案検討会を持ち、担当事件の進捗状況を実務家教員および研究者教員と共に検討する。

・授業時間外の学修活動としては、毎週平均して約4時間の実務実習および資料調査・読解・報告の作業を行う。これらの作業は早稲田大学の設置するリーガル・クリニックのスペースでおこなう場合もあるし、実務家教員の所属する法律事務所でおこなう場合もある。あるいは、必要な官公署に実務家教員と同行する場合もある。

【教科書】

宮川成雄編著『外国人法とローヤリング』（学陽書房、2005年）

【参考文献】

指定なし。

【受講要件等】

法曹倫理の単位取得済み、または履修中であることを、受講要件とする。

【受講者への要望】

特になし。

報告書（秋学期）

1 担当教員より

2014年度秋学期に扱った案件は、日本における国際難民法の実施について大きな意義を有する案件である。本件は、難民認定の申請段階にあるもので、難民条約上の難民の定義に該当するための迫害の理由について、複合的な検討が必要なものである。難民条約が、5つの迫害理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、または政治的意見）を列挙している中で、本件は最も事実評価について多角的な検討が必要な「特定の社会的集団の構成員であること」を、迫害の理由として検討せざるを得ない事案である。

インドシナ半島出身の本件申請者は、本国では麻薬植物栽培地とされる地域の出身である。当該地域では本国政府の治安維持力が弱だけでなく、政府軍兵士による性的暴力を含む犯罪行為が放置されている状況にある。申請者は、その地域の危険を逃れて本国の他の地域に移住しようとも、少数民族であるため生活の基本的条件の維持が困難である。このような状況で、申請者の親が子の安全を祈って、申請者を幼少時に他の地域の親族に預け、その後成人になって来日したものである。

今学期の受講者3名は、申請者の出国までの状況と、本国の人権状況について出版物やインターネットで情報収集を行い、難民認定申請書に添付する意見書の作成に取り組んだ。その過程で学生が申請者本人および家族に対して、本国での生活と人権侵害状況について、直接に聞き取りのインタビューを行い、それを書面にまとめる作業を行った。

本件では、規範（難民条約）上にある定義規定そのものが多義的であり、定義をどのように解釈するのか、また、これを適用すべき事実の範囲をどこまで広げるのか、証拠はどのように確保できるのか等について、学生相互の活発な議論がなされた。このような学修経験は、未決の事件・案件を扱うリーガル・クリニックという授業形態で最も効果的に得られるものであるといえる。それに加えて、学生は依頼人と直接に触れ合うことで、不安定な地位にある外国人の在留問題について、法的側面だけでなく、国や民族が異なることによる社会的、文化的要素の把握の重要性を体得し、外国人案件での弁護士果たすべき役割や修得すべき技能について考えることができたといえる。

2 受講生より

I. このクリニック科目に期待していたこと

私は発展途上国に興味があり、世界レベルでの発展において発展途上国の社会的・経済的な発展が欠かせないと考えております。そして、発展途上国の生活水準の低さ、内戦による安全性の低さ、人種差別など、そのような問題を抱えた国がどうやって発展していくのか、またそのような国の人たちが自国を離れ、他の国でどのような生活をしていくのかについて興味があ

りました。

難民認定のクリニックがあると知った時に、日本にも難民がいると初めて知りました。日本は移民の受け入れに関して厳しいイメージを私は持っていたので、日本のような国で彼らがどのような生活を送っているか、どのように扱われるのかについて知りたいと思い、クリニックに申し込みました。

Ⅱ. クリニック履修で将来の自分の専門職キャリアで役に立つと考えること

クリニックを通して一番驚いたことは、日本の難民認定の厳しさについてでした。依頼者のバックグラウンドを聞けば、自国に帰ることはできないだろうと思ってしまいましたが、それでも難民認定を受けられていないので、認定基準の厳しさに驚かされました。

また、同時に日本は難民の受け入れに際して何か利益を考慮しているのではないかと思います。それが政策的な側面からなのか、それとも日本人種を守りたい等の思想的な側面からなのかはわかりませんが、難民の認定に際してはそのような利益を分析した上で難民認定の申請を行うのが良いのではないかと考えました。しかし、この発想が移民政策についての考えと混同しており、助けなければ彼らの自国での権利・利益が侵害されてしまうという側面から難民認定を考えるべきだということを先生に指摘され、反省しております。

また、以前一度難民認定のクリニックを友達に話した時に、「難民の存在は自分にとってはどこか遠い世界で起こっていることのように、ふーん、そうなんだって程度にしか思わない」ということを言われました。将来のキャリアに直接結びつくかは分かりませんが、自国を離れなければならない人が日本で難民申請が通らなくて悩んでいる事実を、遠い世界の出来事のように感じて目を背けるようにはなりたくないと思っております。

Ⅲ. このクリニックの今後の改善のための提言

クリニックでは一人の依頼者について深く関わらせていただき、難民認定を求める人たちのバックグラウンドの過酷さ、難民認定手続を通す難しさ等について、勉強になりました。

一方で、時間の制約があるので難しいのかもしれませんが、難民認定の申請を行う人たちのバックグラウンドが多様であることを考えると、どのような人たちが難民認定の申請を行おうとしているのか、なぜ日本で退去強制事由に該当する滞在をしているのか、なぜ帰らない（帰れない）のかについて、複数の依頼者と関わることで広範な理解ができるのではないかと思います。

臨床法学教育（商事）Ⅰ・Ⅱ A－B

選択必修（実務系基礎科目） 2単位

【担当教員】

Ⅰ・ⅡA：尾崎 安央／松本 真輔

ⅡB：奥山 健志／黒沼 悦郎

【授業概要】

＜尾崎・松本クラス＞

本クリニックは、企業法務の弁護士が行う M&A、会社訴訟、法律相談等の具体的な作業内容について、まず講師からそれらについて実務的な観点から解説する講義を行った上で、具体的な事例（基本的には仮想事例を想定しているが、適切な事例があれば、実際の事例を取り扱う可能性もある）に基づき、受講者にその基本的な作業を実際に体験してもらい、それに対して適宜講師よりコメント・指導等を行う形式で実施する。M&A の契約交渉、会社訴訟の訴状・答弁書の作成に関しては、受講者を2つのチームに分け、チーム対抗で行うなど、チームでの共同作業も体験してもらう予定である。大学の講義・演習では、特定の法律しか問題にならない事例を取り扱うことが多いと思われるが、企業法の実務では、会社法に限らず、金融商品取引法、独占禁止法、労働法、租税法等の関連法令、取引所規則等、企業関係の複数の法令等が同時に問題となることも多く、本クリニックでは、そのような複数の法令等（その中には受講者が未修の法令等も含まれる可能性がある）を調査・考慮することが必要になるような作業も体験してもらう予定である。

＜奥山・黒沼クラス＞

本商事クリニックでは、企業法務の現場において取り扱っている契約実務、社内規程の設計、ストック・オプション等のインセンティブプランの設計、開示資料の作成等の企業法務の基本的な流れを理解、体験してもらうことを目的としている。本商事クリニックでは、生の事件を直接取り扱うことは予定していないが、生の事件に題材を得た仮想事案等を用いて、企業法務の現場を体感してもらいたいと考えている。

【授業の到達目標】

＜尾崎・松本クラス＞

会社法をはじめとする企業法について実務的な理解（企業法の条文・ルールが実務においてどのように適用・使用されているのか等の理解）を得るとともに、実務に必要なヒアリング・質問能力、法律調査能力、文書作成能力、プレゼンテーション能力、交渉能力等を習得してもらうことを目標とする。

＜奥山・黒沼クラス＞

実務において実際に行われている作業を体験することにより、実務家として対応できるリサーチ能力・メモランダム作成能力を身に付ける。基本科目以外の未習の法律に対応する力を身につける。

【授業計画】

<尾崎・松本クラス>

第1回 インTRODクシヨN ※チム分けも第1回の授業で行う予定のため、受講希望者はできるだけ第1回の授業に出席することが望ましい。ただし、第1回の授業への出席を受講の条件とまではしない。

第2回 M&Aのプランニングに関する講義

第3回 組織再編に係るスケジュールの作成等

第4回 M&Aの法務デュー・ディリジェンス（「法務DD」）に関する講義

第5回 法務DDに係る資料請求リストの作成等

第6回 M&A契約に関する講義～前提条件、表明保証、誓約、補償等

第7回 M&A契約の作成

第8回 M&A契約に対するコメント

第9回 M&Aの契約交渉

第10回 会社訴訟の実務に関する講義

第11回 訴状の作成

第12回 答弁書の作成

第13回 企業法務に関する法律相談・メモランダムに関する講義

第14回 模擬法律相談

第15回 メモランダムの作成

上記は一応の予定であり、学生の希望や状況に応じて変更される可能性がある。

なお、一部授業の実施を講師（松本）が所属する中村・角田・松本法律事務所（大手町）で行う可能性があり、その場合、日程等は受講生の都合を踏まえて決定する。

<奥山・黒沼クラス>

仮想事案を使ったM&Aに関連する契約書のドラフティング、契約交渉におけるドラフトへのコメントの出し方、法令調査・メモランダムの作成、仮想事案に基づく社内規程の改定等の実務を体験してもらうとともに、リサーチ・メモランダムの作成方法等について指導を行う。

現時点で想定している具体的テーマは以下のとおりであるが、学生の要望に合わせて随時変更することがある。

- ・M&Aに関連する契約書のドラフティング
- ・契約書に対するコメントの出し方
- ・デューデリジェンスの実務
- ・判例・文献のリサーチ、メモランダム（準備書面等）の作成
- ・社内規程（定款、取締役会規程、株式取扱規程、内部者取引防止規程等）の作成・改定
- ・ストック・オプション発行要項の検討

・株主総会招集通知の作成実務

【教科書】

＜尾崎・松本クラス＞

特になし。

＜奥山・黒沼クラス＞

江頭憲治郎『株式会社法（第4版）』

【参考文献】

＜尾崎・松本クラス＞

江頭憲治郎『株式会社法 第4版』（有斐閣、2011年）のほか、必要に応じて授業時に紹介する。

＜奥山・黒沼クラス＞

指定なし。授業中に適宜配布あるいは指示する。

【受講要件等】

＜尾崎・松本クラス＞

I・IIA はほぼ同内容であるため、双方の受講は不可とする。受講要件ではないが、会社法 I・II を履修済みであるか履修中であることが望ましい。また、授業の運営上、定員は原則として14名以内とし、受講希望者が定員を上回る場合は抽選により選抜することがある。

＜奥山・黒沼クラス＞

特になし。

【受講者への要望】

＜尾崎・松本クラス＞

企業法務に関心のある学生の積極的な参加を希望する。

＜奥山・黒沼クラス＞

企業法務に対する興味、意欲のある学生の参加を歓迎する。また、未知の法令の調査、最新の法改正の動向の調査が必要となる場合もあるため、そのような対応力を身につけることについて、意欲のある学生の参加を期待している。

商事クリニックIIA

報告書（秋学期）

1 担当教員より

本クリニックにおいては、企業法務の弁護士が M&A や会社訴訟等において行う具体的な作業内容について、まず、実務的な観点からの講義を行い、それを踏まえて具体的な事例（実際の事例を踏まえた仮想事例）に基づく作業を体験してもらうという形式を取った。具体的な作業としては、共同株式移転による持株会社設立に関するスケジュールの作成、デュー・ディリジ

ェンスで発見された問題点についての検討・アドバイス、株式譲渡契約の作成・交渉、株主総会決議取消訴訟の訴状・答弁書の作成等を体験してもらった。特に株式譲渡契約の模擬交渉については、学生を売主側代理人と買主側代理人の2チームに分け、それぞれのチームと講師が事前に交渉戦略を打ち合わせた上で、実際の法律事務所の会議室で実施したことから、臨場感に溢れ、白熱した交渉が展開され、学生にとっては大変貴重な機会になったのではないかと考えている。講義に際しては、弁護士の具体的な作業内容についての解説を中心としたが、MBOなどの最新事例についても解説したほか、M&Aに関する会社法の改正についての解説も行った。

2 受講生より

1. 良かったと思う点

- ・訴状や合併スケジュールを作成したこと

株主総会の手順など机上では無味乾燥に思えた手続の規定が、実際の株主総会の事案をもとに訴状を作成するとなると一つ一つ丁寧に規定や論点を検討できたのが良かったです。

同様に合併の手続についても、自分でスケジュールを作成することで各規定をきちんと確認し、流れを可視化できたのが良かったです。

- ・契約書を作成し交渉のロールプレイングをしたこと

契約書の作成や交渉は、法律上の知識に加え実務ならではの文書力や交渉力も求められる体験で、貴重な経験でした。

- ・企業法務の実務の話を知ることができたこと

大量の資料を調査したなどのなにげない実務のお話も伺え、企業法務の様子を垣間見えたのが楽しかったです。そして、特に企業法務の裁判の争点は解釈などの法律上の論理になることが多いと伺い、会社法自体への興味も高まったとともに、勉強を重ねていきたいと思いました。

2. 反省すべき点

- ・遅刻する生徒が多かったこと

早稲田大学大学院法務研究科

2014年度クリニック報告書

〒169-8050 新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学大学院法務研究科
弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック